

水道工事施工管理基準

[土 木 編]

令和8年10月

福岡市水道局

目 次

水道工事施工管理基準

[土 木 編]

[1]一 般	
1. 目 的	2
2. 適 用	2
3. 構 成	2
4. 管理の実施	2
5. 管理項目及び方法	3
6. 規格値	3
[2]出来形管理基準	
1. 目 的	5
2. 出来形管理基準および規格値	
(1) 土 工	8
(2) 管 布 設 工	8
(3) 推 進 工	10
(4) 水 管 橋 上 部 工	12
(5) 管 防 護 工	14
(6) 弁 室 築 造 工	16
(7) 弁 栓 類 据 付 工	18
(8) 舗装工（路面復旧工）	20
(9) 共 通 工	22
(10) 鋼 管 塗 覆 装 工	24
[3]品質管理基準	
1. 目 的	27
2. 品質管理基準および規格値	
(1) 管 布 設 土 工	28
(2) 管 布 設 工	30
(3) 鋼 管	32
(4) 舗装工（路面復旧工）	32
3. 公的試験機関での品質管理試験を行う項目	38
[4]写真管理基準	
1. 目的	45
2. 撮影箇所一覧表	50
・ 品質管理写真撮影箇所一覧表	52
・ 出来形管理写真撮影箇所一覧表	53
管工事撮影要領フロー（参考）	58
[5]工事関係書類	
1. 工事関係書類一覧【土木】	59
2. 工事関係書類 様式一覧【土木】	73
[6]参考資料	
様式例一覧	101

[1] 一 般

水道工事施工管理基準

[土 木 編]

[1]一 般

この水道工事施工管理基準は、福岡市水道局「水道工事共通仕様書」 1－1－27 施工管理に規定する水道工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

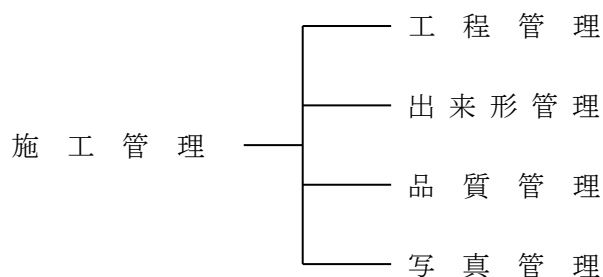
この管理基準は、福岡市水道局が発注する水道工事（土木）の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、福岡市水道局が発注する水道工事について適用し、この基準にない項目は福岡市制定の土木工事施工管理の手引きに準拠するものとする。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
各種サンプリング試験（試料）については、施工位置や日時が偏らぬよう注意し、必要箇所数を現場に均等に配分した計画を作成した上で事前に監督員と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、施工管理の目的が達せられるよう各工程の適切な時期に測定（試験）等を速やかに実施し、その結果を分析し以後の施工に反映させなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、監督員の請求が有った場合には直ちに提示できるよう、適切な管理のもと整備・保管しておかなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を、工事内容に応じた方式{ネットワーク（PERT）又は、バーチャート方式など}により作成した実工程表により行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値およびその差分を記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において、測定箇所数を「〇〇mにつき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数で測定管理をするものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表等を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとし、また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績書等による確認」に該当する試験項目は試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

(4) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足するよう、常に確認しながら施工管理を実施しなければならない。

また、実測値の平均値（延長等にあつてはその合計延長とする）は、設計値を下回ってはならないものとする。

[2]出来形管理基準

〔2〕出来形管理基準

1. 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する可否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形（写真含む）等の整理をすることが大切である。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2. 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準及び規格値は、後述の2. 出来形管理基準及び規格値を参照のこと。

3. 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 出来形管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 出来形数量計算書（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

(1) 計画

施工計画時に水道工事施工管理基準等関係規程に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及び管理の方法（出来形管理図）を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

(2) 測定

1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

2) 直接測量の原則

測量的方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

3) マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事の規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が（－）で示されているから、全て（－）で施工してよいというものではなく、実測値の平均値は設計値を下回ってはならない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長又は高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、且つ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積（張）の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又、規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示に代表的な工種はコンクリートブロック積（張）、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、出来形と同一図面に記入する。
延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工事等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

- ①縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ②測点番号を記入する。
- ③設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

2) 設計図利用出来形管理図

- ①設計図面を利用し（縮小、転記を含む）して実測値及び差を朱書きで記入する。
- ②それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

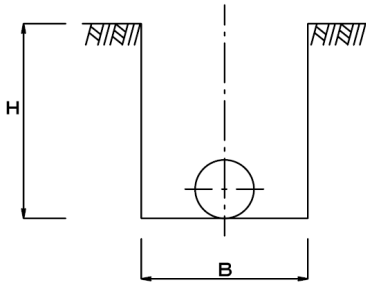
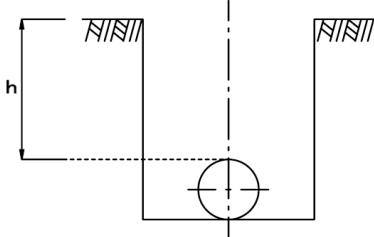
①標準断面図を記入する。

②規格値を記入する。

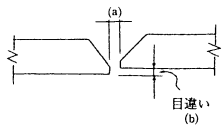
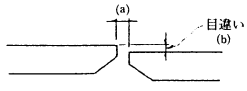
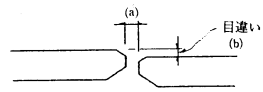
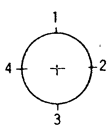
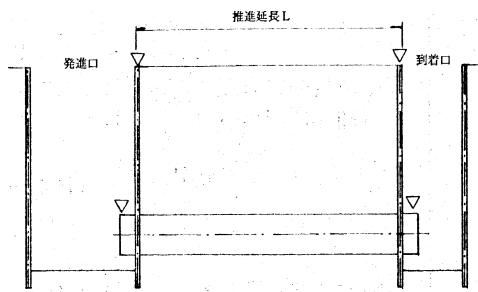
③測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

2. 出来形管理基準および規格値

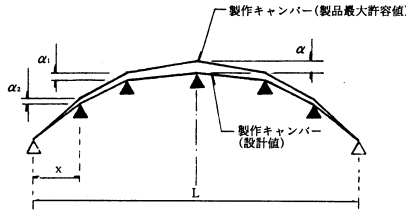
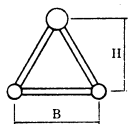
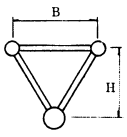
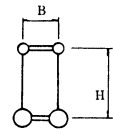
番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
1	土 工	管布設 「管撤去」	幅 B	－ 5 0
			深さ H	－ 3 0
2	管 布 設 工	管布設工	土 被 り h	+ 5 0 － 3 0
			延 長 L	－ 0
		ダクタイル鋳鉄管継手工	チェックシート項目の 通り	日本ダクタイル鉄管協会の接合 要領書の通り
		管継手工 (P E P)		

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
施工延長 4 0 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 「管撤去」：施工延長 2 0 0 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 ※施工延長は分岐部、切込部を含めた総延長		掘削断面において、勾配が必要となった場合は、上幅 A、下幅 B とし測定（管理）すること。 布設時同時撤去については、管撤去分の出来形管理は省略できる。 ※水道工事標準図集 管布設掘削標準図集による
施工延長 4 0 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 ※施工延長は分岐部、切込部を含めた総延長		
全箇所測定	チェックシートの通り	チェックシートに記入のこと。
全箇所測定		E F 接合チェックシートに記入のこと。

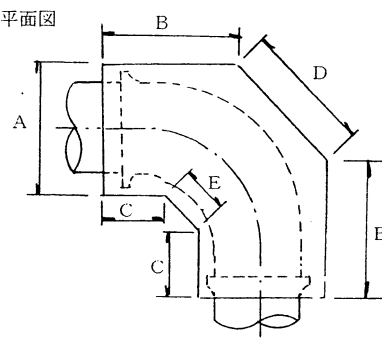
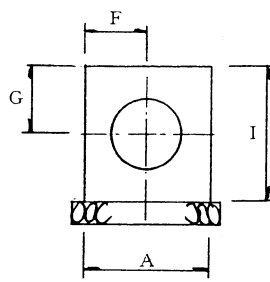
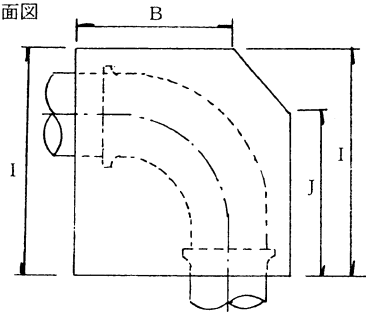
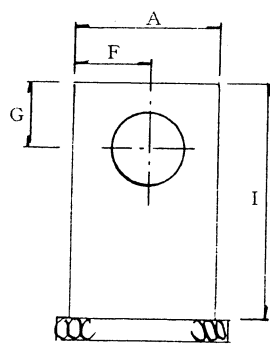
番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)																	
2	管 布 設 工	管継手工 (S P、S U S)	ルート間隔 a	<table><tr><td>溶接区分</td><td>ルート間隔</td></tr><tr><td>片面溶接</td><td>1～4 mm</td></tr><tr><td>両面溶接 (φ 800 以上)</td><td>0～3 mm</td></tr></table>	溶接区分	ルート間隔	片面溶接	1～4 mm	両面溶接 (φ 800 以上)	0～3 mm											
		溶接区分	ルート間隔																		
片面溶接	1～4 mm																				
両面溶接 (φ 800 以上)	0～3 mm																				
			開先部の目違い (t < 38mm) b	<table><tr><td>溶接区分</td><td>板厚(mm)</td><td>許容値 (mm)</td></tr><tr><td rowspan="3">片面溶接</td><td>t < 6</td><td>1.5</td></tr><tr><td>6 ≦ t < 20</td><td>0.25 t</td></tr><tr><td>20 ≦ t < 38</td><td>4.0</td></tr><tr><td rowspan="3">両面溶接</td><td>t < 6</td><td>1.5</td></tr><tr><td>6 ≦ t < 20</td><td>0.25 t</td></tr><tr><td>20 ≦ t < 38</td><td>5.0</td></tr></table>	溶接区分	板厚(mm)	許容値 (mm)	片面溶接	t < 6	1.5	6 ≦ t < 20	0.25 t	20 ≦ t < 38	4.0	両面溶接	t < 6	1.5	6 ≦ t < 20	0.25 t	20 ≦ t < 38	5.0
溶接区分	板厚(mm)	許容値 (mm)																			
片面溶接	t < 6	1.5																			
	6 ≦ t < 20	0.25 t																			
	20 ≦ t < 38	4.0																			
両面溶接	t < 6	1.5																			
	6 ≦ t < 20	0.25 t																			
	20 ≦ t < 38	5.0																			
3	推 進 工	推 進 工	基 準 高	± 5 0																	
			中心線の変位 (水平)	± 5 0																	
			延 長 L	－ 2 0 0																	

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
全箇所測定する。	片面溶接V形外開先（ϕ 700 まで）  片面溶接V形内開先（ϕ 800 以上）  両面溶接X形開先（ϕ 800 以上）  	S P、S U S 溶接継手チェックシートに記入のこと。
管一本毎測定する。 発進、到達立坑の矢板の中心間を測定する。（鞘管推進工法の場合、鞘管で管理する。）		鞘管推進工法の場合、規格値以内であっても内部の管の布設に支障があつてはならない。

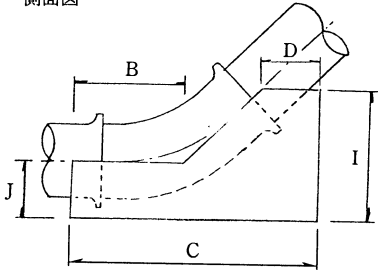
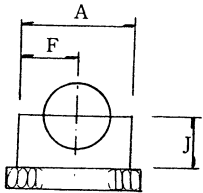
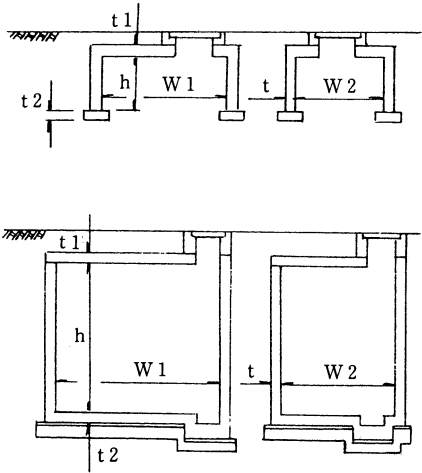
番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
4	水管橋上部工事	仮組立精度	全長、支間長 L	$+ (10+L/2) \text{ mm}$ -5 mm L:全長又は支間長 (m)
			製作キャンバー a	$L \leq 20\text{m} : 0 \sim 15\text{mm}$ $20\text{m} < L \leq 40\text{m} : 0 \sim 25\text{mm}$ $L > 40\text{m} : 0 \sim 35\text{mm}$ L:支間長 (m)
			軸心の曲り ※参考値とする	$5+L/5 \text{ (mm)}$ 以内 L:支間長 (m)
			現場溶接接手部のすき間	$+1$ $3 - 2 \text{ (mm)}$
			補剛部材の高さ (補 剛 形 式)	$H \geq 2.5\text{m} : \pm H/500 \text{ (mm)}$ $H < 2.5\text{m} : \pm 5 \text{ mm}$
			桁、トラスの 中心間距離 (補 剛 形 式)	$B \geq 2.0\text{m} : \pm B/500 \text{ (mm)}$ $B < 2.0\text{m} : \pm 4 \text{ mm}$
			補 剛 部 材 の 鉛 直 度 (補 剛 形 式)	$H \geq 2.0\text{m} \pm H/500 \text{ (mm)}$ $H < 2.0\text{m} \pm 4 \text{ mm}$ (H:単位 mm)
		架設精度	仮組立精度に準じる	仮組立精度に準じる。

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
全数を測定する。	 △ 支承 ▲ 組立用仮支承 $\alpha_1, \alpha_2, \dots$ は次により算出した値を目安とする。 $\alpha_1 = \frac{2 \cdot \alpha \cdot X}{L}$ α_1 : 測定点におけるキャンバーの最大許容差 (mm) (ただし、α_1 が mm を下まわる場合は、α_1 を 5 mm としてもよい) α : 支間長に対するキャンバーの最大許容差 (mm) (仮組立の精度表の製作キャンバーの最大値) X : 支点から測定点での水平距離 (m) L : 支間長 (m)  π 補剛形式  三角トラス補剛形式  逆三角トラス補剛形式  ランガー補剛形式	
各支点及び継手部を測定する。		
各支点及び各支間の中央付近を測定する。		
各支点部を測定する。		
各支点及び各支間の中央付近を測定する。		
各支点及び各支間の中央付近を測定する。		
各支点及び各支間の中央付近を測定する。		
仮組立精度に準じる。	仮組立精度に準じる。	

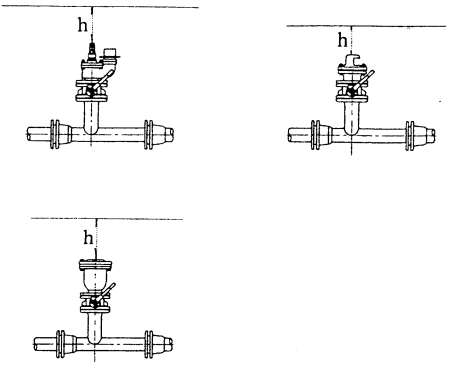
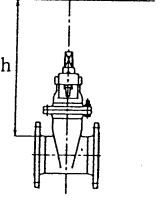
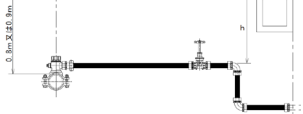
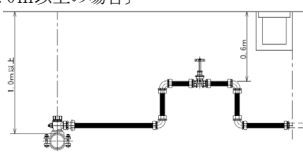
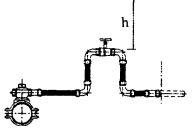
番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
5	管 防 護 工	曲管防護工（水平）	幅 A	+ 5 0 - 0
			高さ I	+ 5 0 - 0
			辺長 B、D の全延長	+ 1 0 0 - 0
			辺長 C、E の全延長	+ 1 0 0 - 0
			中心までの寸法 F、G	+ 2 5 - 0
		曲管防護工 （垂直上方向）	幅 A	+ 5 0 - 0
			高さ I、J	+ 5 0 - 0
			長さ B、C	+ 1 0 0 - 0
			管中心までの寸法 F、G	+ 2 5 - 0

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
全箇所測定する。	平面図  断面図 	
全箇所測定する。	側面図  断面図 	

番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
5	管 防 護 工	曲管防護工 (垂直下方向)	幅 A	+ 5 0 - 0
			高さ J、I	+ 5 0 - 0
			長さ B	+ 0 - 1 0 0
			長さ C、D	+ 1 0 0 - 0
			管中心までの寸法 F、J	+ 2 5 - 0
6	弁 室 築 造 工	弁室類（現場打ち） 弁 室 電 動 弁 室 流 量 計 室 水 中 ポ ン プ 室	床版厚 t_1	+ 3 0 - 0
			壁厚 t	+ 3 0 - 0
			幅 W_1 、 W_2	+ 3 0 - 0
			底版厚 t_2	+ 3 0 - 0
			高さ h	+ 1 0 0 - 0

測定基準	測定箇所	備考
全箇所測定する。	側面図  断面図 	
実施箇所毎全箇所測定する。		

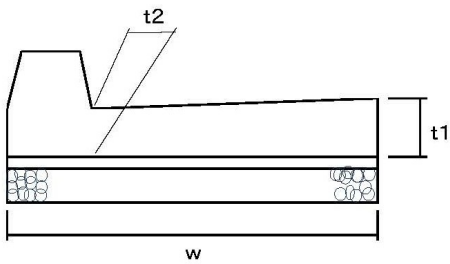
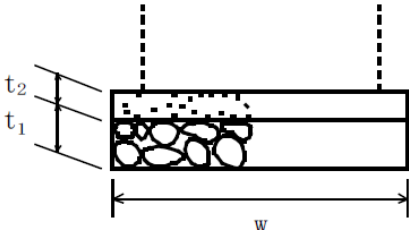
番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
7	弁 栓 類 据 付 工	特殊排気弁 空気弁	GLからの深さ h	基準値に準じる。 基準値 150～300 (GL～管天端までの深さ)
		仕切弁	GLからの深さ h	管布設工に準じる。 +50 -20 (GL～弁直近の管までの深さ)
		青銅仕切弁	GLからの深さ h	〔配水管土被り 0.8mの場合〕 基準値 670～730 〔配水管土被り 0.9mの場合〕 基準値 770～830 〔配水管土被り 1.0m以上の場合〕 基準値 570～630 (GL～弁直近の管までの深さ)
		止水栓		基準値 270～330 (GL～止水ユニオンまでの深さ)

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
全箇所測定する。		
全箇所測定する。		
全箇所測定する。	〔配水管土被り 0.8m、0.9m の場合〕  〔配水管土被り 1.0m 以上の場合〕 	
		

番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	
8	舗 装 工 (路 面 復 旧 工)	下層路盤工	厚さ	- 4 5 (個々の測定値) - 1 5 (10 個の測定値の平均 X_{10})	
		上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	- 3 0 (個々の測定値) - 1 0 (10 個の測定値の平均 X_{10})	
		アスファルト (基 層 工) (中間層工)	厚さ	- 1 2 (個々の測定値) - 4 (10 個の測定値の平均 X_{10})	
			幅	- 2 5	
		アスファルト (表 層 工)	厚さ	- 9 (個々の測定値) - 3 (10 個の測定値の平均 X_{10})	
			幅	- 2 5	
		歩道路盤工	厚さ	t < 15 cm - 3 0 (個々の測定値) t < 15 cm - 1 0 (10 個の測定値の平均 X_{10}) t ≥ 15 cm - 4 5 (個々の測定値) t ≥ 15 cm - 1 5 (10 個の測定値の平均 X_{10})	
		歩道舗装工	厚さ	- 9 (個々の測定値) - 3 (10 個の測定値の平均 X_{10})	
			幅	- 2 5	
	舗 装 工	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X_{10})
				- 7	- 2
			厚さ t (オーバーレイ)	- 9	
			幅	- 2 5	
			延長	- 1 0 0	

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
各車線 200m 毎に 1 箇所を測定。 (舗装種別毎測定する。)		仮復旧時に管理する。
各車線 200m 毎に 1 箇所を測定。 (舗装種別毎測定する。)		仮復旧時に管理する。
1,000㎡に 1 個の割でコア一を採取して測定。 (舗装種別毎測定する。)		コア表に記入する。
延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。(舗装種別毎測定する。)		
1,000㎡に 1 個の割でコア一を採取して測定。 (舗装種別毎測定する。)		コア表に記入する。
延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。(舗装種別毎測定する。)		
片側延長 80m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 ※両端部 2 点で測定する。 舗装種別毎に測定する。		仮復旧時に管理する。
1,000㎡に 1 個の割でコア一を採取して測定。 舗装種別毎に測定する。		コア表に記入する。
片側延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。 舗装種別毎に測定する。		
厚さは 40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は 80m 毎に 1 箇所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		厚さ測定は、基準高さ管理によらない場合は、下がり管理とすることもできる。

番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
9	共通工	区画線工	厚さ	設計値以上
			幅	設計値以上
		側溝工	厚さ t 1 t 2 ※2次製作品を除く	－ 2 0
			幅 W ※2次製作品を除く	－ 3 0
			延長 L	－ 2 0 0
		基礎工 (基礎碎石工) (均しコンクリート工)	幅 W	設計値以上
			厚さ t 1 t 2	－ 3 0
			延長 L	構造物の規格値による

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
各線種毎に 1 箇所	テストピースにより測定（4 点の平均）	
施工延長 40mにつき 1 箇所 延長 40m以下のものは施工箇所につき 2 箇所		
1 施工箇所毎		
施工延長 40mにつき 1 箇所 延長 40m以下のものは施工箇所につき 2 箇所		

番号	区分	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)
10	鋼 管 塗 覆 装 工	エポキシ 樹脂塗装工 (無溶剤型含む)	外面塗装の塗膜厚	0.3以上 〔4点測定した平均を塗膜厚とする。各測定値は、目標塗膜厚の75%を下まわってはならない。〕
			工場塗装と現場塗装 の塗り重ね幅	20以上
		ジョイントコート ・熱収縮系チューブ又は シート	工場塗装部との 重ね長さ	50以上
			シートの円周方向 の重ね長さ	50以上
		水道用エポキシ 樹脂塗装工 (無溶剤型含む)	内面塗装の塗膜厚	0.3以上

測 定 基 準	測 定 個 所	備 考
各支点間の両端より約 500 mm内側及び支間中央部を工場塗装及び現地塗装後に測定する。	塗装箇所の円周上任意の 4 点で測定する。	電磁式膜厚計又はこれと同等以上の性能を有する膜厚計により測定する。
継手全箇所を測定する。	継手塗装箇所の円周上任意の 4 点で測定する。	
継手全箇所を測定する。	継手塗装箇所の円周上任意の 4 点で測定する。	

[3] 品質管理基準

〔3〕品質管理基準

1. 目的

水道工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2. 品質管理基準および規格値

本項については、後述の「2. 品質管理基準及び規格値」を参照のこと。

3. 公的試験期間での品質管理試験を行う項目

本項については、後述の「3. 公的試験機関での品質管理試験を行う項目」を参照のこと。

4. 品質管理上の留意点

(1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

①品質管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）

②品質管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

③材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）

2) 着工に先立ち、水道工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。

3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾が必要であるので、水道工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。

5) 「コンクリートの耐久性向上対策について」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

(2) 管理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の究明と対策を講ずる。

2. 品質管理基準および規格値

工種	種 別	試験区分		試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
1 管 布 設 土 工	埋 戻 工	材 料	必 須	土の突固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
				修正C B R試験	JIS A 1211	摘要による。
			そ 他	土の粒度試験	JIS A 1204	
				塑性指数	JIS A 1205 JIS A 1206	
		施 工	必 須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。
					または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。

試験時期・頻度	摘 要	試験成績等による確認ができる項目																											
当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。法面、路肩部の土量は除く。但し、建設発生土リサイクルプラント及び土量が500m³未満の場合は省略することができる。	埋戻砂については、公的機関（注1参照）で試験を行うこと。なお、原則として使用申請日の1年以内の試験成績書を品質証明資料とする。 ※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」を参照すること。																												
当初及び土質の変化時 但し、建設発生土リサイクルプラントについては省略することができる。	・埋めもどし材料の品質規定 <table border="1" data-bbox="715 416 1334 524"> <tr> <th>項 目</th><th>砂</th><th>発 生 土</th></tr> <tr> <td>0.074 フルイ通過量</td><td>10%以下</td><td>25%以下</td></tr> <tr> <td>修正CBR</td><td>20%以上</td><td>10%以上</td></tr> <tr> <td>塑性指数</td><td>PI 6 以下</td><td>PI10 以下</td></tr> </table> (道路掘削跡の埋めもどし及び復旧工事施工基準) ・品質基準値 <table border="1" data-bbox="715 573 1334 734"> <tr> <th>項 目</th><th>管 周 り</th><th>路床及び路体</th></tr> <tr> <td>最大粒径(mm)</td><td>13</td><td>50</td></tr> <tr> <td>粒 度</td><td></td><td>13 mm以上の混入率 40% 以下</td></tr> <tr> <td>細粒分含有率(%)</td><td>10 以下</td><td>25 以下</td></tr> <tr> <td>C B R (%)</td><td colspan="2">設計 CBR12 以上又は修正 CBR20 以上</td></tr> </table> (道路掘削跡の埋め戻し材としての建設発生土の使用基準) 埋戻砂については、公的機関（注1参照）で試験を行うこと。なお、原則として使用申請日の1年以内の試験成績書を品質証明資料とする。 ※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」を参照すること。	項 目	砂	発 生 土	0.074 フルイ通過量	10%以下	25%以下	修正CBR	20%以上	10%以上	塑性指数	PI 6 以下	PI10 以下	項 目	管 周 り	路床及び路体	最大粒径(mm)	13	50	粒 度		13 mm以上の混入率 40% 以下	細粒分含有率(%)	10 以下	25 以下	C B R (%)	設計 CBR12 以上又は修正 CBR20 以上		
項 目	砂	発 生 土																											
0.074 フルイ通過量	10%以下	25%以下																											
修正CBR	20%以上	10%以上																											
塑性指数	PI 6 以下	PI10 以下																											
項 目	管 周 り	路床及び路体																											
最大粒径(mm)	13	50																											
粒 度		13 mm以上の混入率 40% 以下																											
細粒分含有率(%)	10 以下	25 以下																											
C B R (%)	設計 CBR12 以上又は修正 CBR20 以上																												
路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 ・1,000m³未満 1回 ・1,000m³以上5,000m³未満 3回 ・5,000m³以上6,000m³未満 6回 ・6,000m³以上7,000m³未満 7回 路床及び構造物取付け部の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 ・1,500m³未満 3回 ・1,500m³以上2,000m³未満 4回 ・2,000m³以上2,500m³未満 5回 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・500 m³ 未満は省略することができる。																												
路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満：5点 ・500m²以上1000m²未満：10点 ・1000m² 以上 2000m² 未満：15 点	・最大粒径<100 mmの場合に適用する。 - 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・500 m³ 未満は省略することができる。																												

工種	種 別	試験区分		試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
2 管 布 設 工	管 継 手 工 (SP) (SUS)	施	必	放射線透過試験 (SP、SUS)	工場（現場）溶接部 JIS Z 3104(鋼溶接部 の放射線透過試験方 法)、JIS Z 3106(ステ レス鋼溶接継手の放射 線透過試験方法)に よる。	設計図書による。
		工	須	超音波探傷試験 (SP)	JIS Z 3060（鋼溶接 部の超音波探傷試験 方法）による。	
	管 継 手 工 (DIP)	施 工	そ の 他	水圧試験	設計図書による。	設計図書による。

試験時期・頻度	摘 要	試験成績等による確認ができる項目
WS P008 の判定基準を満足すること。	放射線透過試験 JIS Z 3104 (SP、SUS の工場溶接部および SP の現場溶接に適用) JIS Z 3106 (SUS の現場溶接に適用)	
WS P008 の判定基準を満足すること。		
(口径φ900 以上) テストバンドを使用し、試験水圧 0.5MPa(5 kg f/cm ²)以上で5分間保持し0.4MPa(4f kg/cm ²)を下回らないこと。 試験箇所は原則として異形管継手部を除いた直管継手部の全てを対象とする。 (口径φ800 以下) 別に定めるもののほかは監督職員の指示による。	(口径φ800 以下) 通水試験工管理図(様式 参考-18)により管理すること。	

工種	種 別	試験区分		試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
3 鋼 管	管 製 作	材 料	必 須	形状、寸法、重量試験 化学成分試験 引張試験 扁平試験 放射性透過試験 水圧試験	JIS G 3443 ・JIS G 3451 による。 (JWWA G 117 ・JWWA G 118)	設計図書による。
4 舗 装 工 (路 面 復 旧 工)	下 層 路 盤 工 (歩 道 路 盤 も 含 む)	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 (表 2 参照)
				修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	粒状路盤：修正 CBR20%以上 (クラッシャーラン鉄鋼スラグ [※] は修正 CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計圧が 40cm より小さい場合は 30%以上とする。
				道路用スラグの 呈色判定試験	JIS A5015	呈色なし
				土の液性限界・ 塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 6 以下
				鉄鋼スラグの 水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下
		施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所：平均値が最大乾燥密度の 85%以上

試験時期・頻度	摘 要	試験成績等による確認ができる項目
JIS G 3443 及び JIS G 3451 による。 (JWWA G 117・JWWA G 118)	日本水道協会の検査証明書に替えることができる。特に立会を必要とする場合は、監督職員の指示による。	
施工前	小規模以下	○
		○
		○
施工前 ※鉄鋼スラグには適用しない。		○
施工前 ※クラッシャーラン鉄鋼スラグに適用する。		○
・1,000m²につき1個、1工事につき最低3個 ・歩道箇所：片側延長 80m に1個、1工事につき最低1個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・小規模以下 ・500 m² 未満は省略することができる。	

工種	種 別	試験区分		試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
4 舗 装 工 （ 路 面 復 旧 工 ）	上 層 路 盤 工 （ 粒 度 調 整 路 盤 工 ）	材 料	必 須	骨材のふるい分試験	JIS A 1102	JIS A 5001（表 2 参照）
				修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正 CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合 90%以上 40℃で行った場合 80%以上
				鉄鋼スラグの 修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正 CBR 80%以上
				鉄鋼スラグの 水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下
				鉄鋼スラグの 呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし
				鉄鋼スラグの 単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50 kg/L 以上
				土の液性限界・ 塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 4 以下
				鉄鋼スラグの 一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa 以上(14 日)
		施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上

試験時期・頻度	摘 要	試験成績等による確認ができる項目
施工前	小規模以下	○
		○
施工前		○
※粒度調整鉄鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○
		○
		○
施工前		○
※鉄鋼スラグには適用しない。		○
施工前		○
※水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		
・1,000m2につき1個、1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・小規模以下 ・500 m2 未満は省略することができる。	

工種	種 別	試験区分		試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
4 舗 装 工 （ 路 面 復 旧 工 ）	ア ス フ ア ルト 舗 装 （ 歩 道 舗 装 も 含 む ）	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36 mmフルイ)	舗装調査・試験法便 覧[2]-16	2.36 mmふるい：±12%以内基準 粒度
				粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便 覧[2]-16	75 μm ふるい：±5%以内基準粒 度
				アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便 覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内
				温度測定（アスファ ルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。 185℃を超えてはならない。
	舗 設 現 場	舗 設 現 場	必 須	その他 ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法便 覧[3]-44	
				温度測定 （初転圧前）	温度計による。	110℃以上
				現場密度の測定	舗装調査・試験法便 覧[3]-218	基準密度の 94%以上 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：平均値が基準密度の 92%以上
				混合物の アスファルト抽出	舗装調査・試験法便 覧[4]-238	アスファルト量±0.9%以内 X ₁₀ ±0.55%以内 X ₆ ±0.50%以内 X ₃ ±0.50%以内
	舗 設 現 場	舗 設 現 場	必 須	混合物の粒度分析試 験	舗装調査・試験法便 覧[4]-238	2.36 mmふるい：±12%以内基準 粒度 X ₁₀ ±8.0%以内 X ₆ ±7.5%以内 X ₃ ±7.0%以内 75 μm ふるい：±5%以内基準粒 度 X ₁₀ ±3.5%以内 X ₆ ±3.5%以内 X ₃ ±3.0%以内

試験時期・頻度	摘 要	試験成績等による確認ができる項目
異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	小規模以下	○
		○
		○
随時		○
1 工事 1 回	改質アスファルト使用の場合 複数層を施工の場合、改質材使用の場合 ※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」を参照すること。	○
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
歩道舗装についてはP50を参照すること。	※「公的試験機関での品質管理試験を行う項目」を参照すること。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・複数層を施工の場合、各層毎。 ・締め固め度は監督員が承認した基準密度に対する百分率で表した値。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・50t（400m ² ）未満は省略することができる。 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	

3. 公的試験機関での品質管理試験を行う項目

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目のうち、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関（次ページ 注1 参照）での試験の実施を義務付けるものとする。また、次表以外の品質管理試験であっても、設計図書や監督職員の指示により、公的試験機関での実施を指示することがあるので、その場合は同様に公的試験機関で実施するものとする。

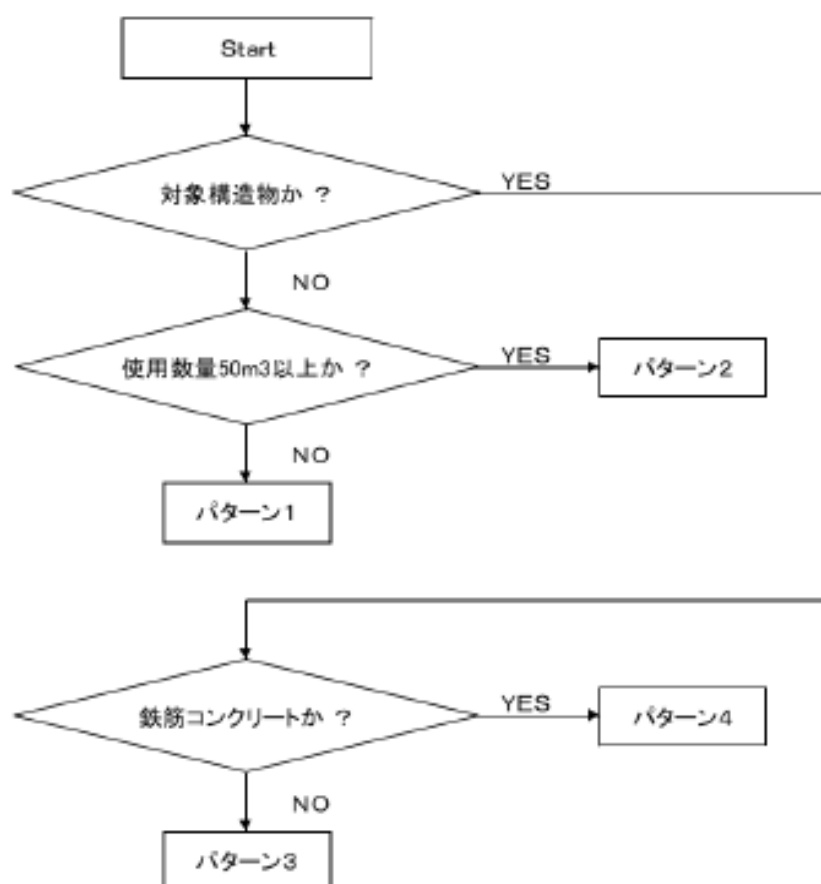
公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表

工種	種別	試験項目	試験基準	適用
セメントコンクリート	コンクリート	圧縮強度試験	1) 対象構造物（次ページ 注2 参照）の場合 ① 鉄筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ2回ずつの試験を行い、うちそれぞれ1回を公的試験機関にて実施 ② 無筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を公的試験機関にて実施 2) 対象構造物以外の場合、打設数量50m ³ ごとに $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を行い、うち $\sigma 28$ 強度の試験を公的試験機関にて実施（50m ³ 未満は、1回またはJIS工場の品質証明書等）	P40～41 参照 土木工事施工管理の手引き（7-57 参照）
		曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合で、打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	
管布設土工	埋戻工	土の突固め試験	500 m ³ 以上の盛土を行う工事で、当初及び土質の変化時の試験（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみで良い）。	道路の路体盛土材
		修正CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時の試験。	土の突固め試験も必要
舗装工	アスファルト舗装	コア密度測定試験 混合物のアスファルト量抽出試験 混合物粒度分析試験	交通量区分がN7(D舗装)、N6(C舗装)、N5(B舗装)の場合について、採取した3個のコア（複数層施工の場合は、各層毎に採取）についての試験。 ただし、1工事（各層毎）の混合物使用数量が、50t未満（または400m ² 未満）の場合は省略できる。	P42～43 参照 土木工事施工管理の手引き（7-58～59、参照）
		ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合、1工事につき1回（複数層に使用の場合は各層毎）、施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。 ただし、アスファルト事前審査制度の承認を得た改質アスファルト混合物については、省略することができる。	P42～43 参照 土木工事施工管理の手引き（7-58～62、参照）

- (注) 1. 公的試験機関とは、原則として（公財）福岡県建設技術情報センターとする。ただし、年度末等で同センターでの試験に時間を要し、工程への影響が大きいと監督職員が認めた場合は、他の公的試験機関（注3）とすることができる。さらに、他の公的試験機関での試験実施も困難な場合は、監督職員の立会いのもとでの民間試験機関を利用できるものとする。
2. 公的試験機関の圧縮強度試験を義務付ける対象構造物とは、擁壁（高さ1 m以上）※、函渠工、P C 桁（工場製作は除き、間詰・横桁は含む）、綱橋のR C床版、R C橋、橋台、橋脚、踏掛版、トンネル、砂防堰堤、排水機場、堰、水門（H＝3 m以上）、樋管、樋門（内空10m²以上）洞門、共同構、弁室、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、護岸※、水路（内幅2 m以上）、（コンクリート）舗装、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。（※ブロック積、大型ブロック積、玉石積等を除く。）
3. （一財）九州環境管理協会、（一財）建材試験センター、（一財）日本品質保証機構、（公社）九州機械工業振興会及び他県の直轄試験場・技術センター等や大学を示す。

コンクリート圧縮強度

コンクリート圧縮強度試験フロー



※使用数量はコンクリートの種類ごととする。（日打設量ではない）

コンクリートの品質管理（圧縮強度試験）の頻度および試験実施機関

	頻度	試験内容	
		公的試験機関による試験	自主管理試験
パターン1	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)	—	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)
パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち σ_{28} 強度の試験	左記のうち σ_7 強度の試験
パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	—
パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験

- 注) 1. 圧縮強度の1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個は σ_7 強度での試験を実施し、残りの3個で σ_{28} 強度の試験を実施することを意味する。
2. スランプ試験、空気量試験は品質管理基準を参照のこと。
3. 「無筋コンクリート」とは、鋼材で補強しないコンクリート。但し、コンクリートの収縮ひび割れその他に対する用心のためだけに鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。

コンクリート構造物の品質管理（圧縮強度）に必要な試験数

種別		使用数量区分	圧縮強度試験数				合計	パターン
			公的試験機関試験		自主管理試験			
			$\sigma 7$ 強度	$\sigma 28$ 強度	$\sigma 7$ 強度	$\sigma 28$ 強度		
公的試験 機関対象 工種	無筋構造物	—	n回		—	—	n回	パターン3
	鉄筋構造物	—	n回		n回		2n回	パターン4
公的試験機関 対象工種以外		50m3未満	—	—	1回 (またはJIS工場の品質証明書等)		1回 (またはJIS工場の品質証明書等)	パターン1
		50m3以上 100m3未満	—	1回		—	1回	パターン2
		100m3以上 150m3未満	—	2回		—	2回	
		150m3以上 200m3未満	—	3回		—	3回	
		200m3以上 250m3未満	—	4回		—	4回	
		250m3以上	—	50m3ごとに 上記+1回		—	50m3ごとに 上記+1回	

- 注) 1. 上表は種類ごとに適用する。
2. 上記の n は打設日数を表す。
3. 上表においての試験数 1 回あたりの供試体数は、6 個である。
4. 対象構造物が鉄筋構造物の場合、打設日 1 日当たり原則午前・午後の 2 回の実施となるが、公的試験機関での実施分は、午前・午後どちらの分でも構わないものとする。また、打設作業が半日のみ（午前中または午後のみ、および夜間工事で夜間打設のみ）の場合、その日の打設分の品質管理試験は、公的試験機関での実施分 1 回のみとする。
5. 圧縮強度試験を実施するまでの供試体は、設計図書や監督職員による特別な指示がない限り、受注者の責任において標準養生を行うものとする。
6. プレキャスト P C 桁等で早強セメント等を使用する場合、設計図書や監督職員、又は配合報告書の指定・指示により圧縮強度試験に使用する供試体の材齢が 7 日及び 28 日とならない場合があるので注意すること。
7. 試験予定日（材齢が 7 日、28 日等）が公的試験機関の休業日にあたる場合は、試験実施日を監督職員に確認すること。
8. 上記以外であっても、監督職員の指示があった場合は、それに従うものとする。

アスファルト舗装工事の品質管理試験

アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜き取りコア数

交通量 区分	施工面積 区分	品質管理試験回数(コア数)(A)			出来形管理用	コア数合計 (A)+(B)	備 考
		自主管理	公的試験機関	小計	コア数(B)		
N7 N6 N5	50t未満または 400m ² 未満	不要	不要	—	1個	1個	
	400m ² 以上 ～1,000m ² 未満	—	1回(3個)	1回(3個)	1個	4個	
	1,000m ² 以上 ～2,000m ² 未満	—	1回(3個)	1回(3個)	2個	5個	
	2,000m ² 以上 ～3,000m ² 未満	1回(3個)	1回(3個)	2回(6個)	3個	9個	
	3,000m ² 以上 ～4,000m ² 未満	2回(6個)	1回(3個)	3回(9個)	4個	13個	
	4,000m ² 以上 ～5,000m ² 未満	3回(9個)	1回(3個)	4回(12個)	5個	17個	
	5,000m ² 以上	1,000m ² 増えるごとに 上記+1回 (上記+3個)	1回(3個)	1,000m ² 増えるごとに 上記+1回 (上記+3個)	1,000m ² 増えるごとに 上記+1個	1,000m ² 増えるごとに 上記+4個	
N4 N3 N2 N1	50t未満または 400m ² 未満	不要	—	—	1個	1個	
	400m ² 以上 ～1,000m ² 未満	1回(3個)	—	1回(3個)	1個	4個	
	1,000m ² 以上 ～2,000m ² 未満	1回(3個)	—	1回(3個)	2個	5個	
	2,000m ² 以上 ～3,000m ² 未満	2回(6個)	—	2回(6個)	3個	9個	
	3,000m ² 以上 ～4,000m ² 未満	3回(9個)	—	3回(9個)	4個	13個	
	4,000m ² 以上 ～5,000m ² 未満	4回(12個)	—	4回(12個)	5個	17個	
	5,000m ² 以上	1,000m ² 増えるごとに 上記+1回 (上記+3個)	—	1,000m ² 増えるごとに 上記+1回 (上記+3個)	1,000m ² 増えるごとに 上記+1個	1,000m ² 増えるごとに 上記+4個	

- 注) 1. ここでいう品質管理試験とは、コア密度測定試験、混合物のアスファルト量抽出試験、混合物粒度分析試験のことである。
2. 品質管理試験1回あたり3個のコアを採取するものとする。(工事数量に応じて、コア数は必ず3の倍数になる)
3. 複数層(基層・中間層等)の施工を行った場合は、各層ごとに分けて判断し、品質管理試験を実施するものとする。(工事数量も各層ごとの数量で考慮する。)

4. 改質アスファルトを使用する場合は、施工前にホイールトラッキング試験を別途実施しなければならない。（複数層であれば、各層ごとに実施する。）ただし、アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については省略できる。
5. 品質管理用コアとは別に出来形管理用コアを採取し、舗装厚を確認すること。また、出来形管理用コアは、完成検査時に提示すること。
6. 単純オーバーレイ工事等維持管理的な工事については、実際の交通量区分とは関係なく、交通量区分が N4、N3、N2、N1 のグループにあるものとみなし、上表を適用することができる。（切削後、一定の厚さで舗装を打換える場合については交通量区分に応じたコア数とする。）
7. 歩道舗装の場合は、次のとおりとする。
 - ① 出来形管理は、厚み測定のため、1,000 m²毎に 1 箇所の割合でコア採取する。
 - ② 品質管理は、出来形管理用のコア数にて密度試験を実施するもの。
出来形管理用コアは、完成検査時に提示すること。
8. 橋面舗装において、コアを抜き取るにより橋体に悪影響を与える恐れのある場合は、取付部での抜き取りを行う等、監督職員と協議の上で、一般的な抜き取りコア以外の方法による出来形及び品質管理を実施すること。

（参考）交通量区分と舗装計画交通量

交通量区分	舗装計画交通量（台／日・方向）
N 7	3 0 0 0 以上
N 6	1 0 0 0 以上 3 0 0 0 未満
N 5	2 5 0 以上 1 0 0 0 未満
N 4	1 0 0 以上 2 5 0 未満
N 3	4 0 以上 1 0 0 未満
N 2	1 5 以上 4 0 未満
N 1	1 5 未満

（出典）舗装設計便覧（平成 1 8 年 2 月）

[4] 写真管理基準

[4]写真管理基準

1. 目的

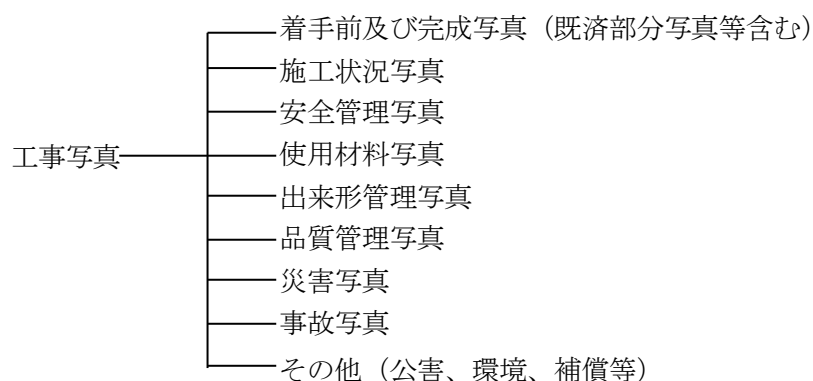
工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

2. 適用範囲

この写真管理基準は、水道工事施工管理基準に定める水道工事（土木）の工事写真の撮影～提出に適用する。

3. 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



4. 工事写真の撮影基準

4.1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は撮影箇所一覧表に示すものとする。

4.2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、写真帳説明欄等に必要事項を記入し、整理する。

特殊な場合は、監督職員が指示した項目や頻度で撮影するものとする。

4.3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分（工事が完成したときに隠れる部分以外）については、出来形管理状況が分かる写真を工種ごとに1回撮影し、他は撮影を省略する出来のものとする。
- (3) 段階確認において、監督職員等が臨場した箇所は出来形管理写真を省略できる。

4.4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け、国営建技第14号）』に基づく黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

4.5 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は 3 : 4 程度とする。(100 万画素程度～300 万画素程度＝1,200×900 程度～2,000×1,500 程度)

4.6 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

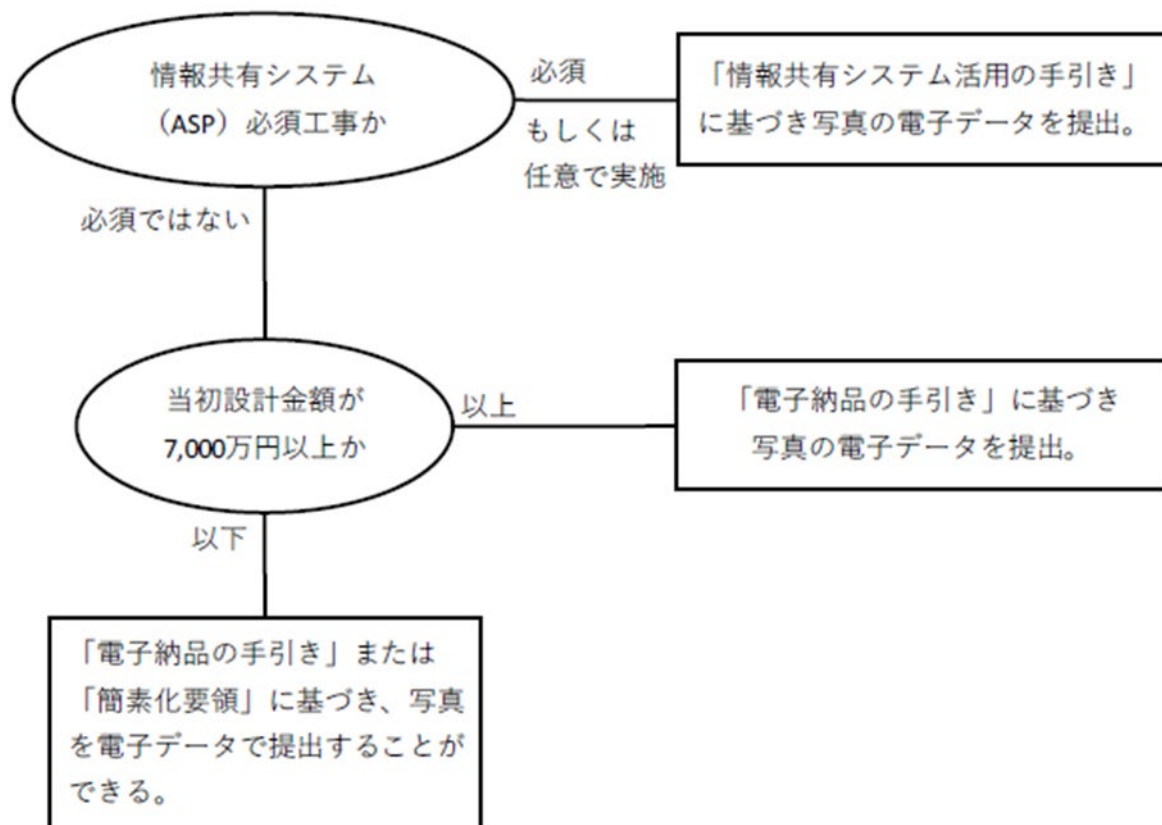
5. 整理提出

写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。

- (1) 写真の大きさはサービスサイズ（Lサイズ）程度とする。また、監督職員が指示する場合は、その指示した大きさとする。
- (2) 工事写真帳は、A4版のフリーアルバム（差込式）または、A4版とする。
- (3) 工事写真として、写真の原本と工事写真帳（A4版）を工事完成時に各1部提出すること。
- (4) 工事写真帳の整理については、工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。なお、「提出頻度」とは、受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳として整理し提出する枚数を示したものである。
- (5) 第1面に着手前と完成が比較できるよう整理し、以下安全管理、施工の工種、順序が判別できる施工状況を整理し、工種毎に見出しを付ける。
- (6) 品質管理写真については、監督職員の指示により別途製本、整理する。
- (7) 工事写真の原本については、次によるものとする。
 - ①原本を電子媒体（CD-ROM等）で提出する場合は、撮影内容が簡単に把握出来るように電子媒体内を整理し、提出すること。
 - ②原本をネガで提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムの撮影内容が分かるように整理し、工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。
 - ③原本をAPSのカートリッジフィルムで提出する場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容が分かるように明示し、インデックスプリント及び工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。

(8) 原本については、「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべて含むこと。

写真を電子納品とする場合は、以下のフローを参照すること。



※簡素化要領適用期間中については、「工事書類簡素化要領（土木編）福岡市水道局」によること。

なお、電子納品対象工事については、「福岡市電子納品の手引き土木工事編」によること。

6. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すものでその仕様が確認できる箇所及び監督職員の指示した場所をいう。ただし、延長が長いものについては、起終点や変化点など2、3枚提出すること。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと、及び監督職員が指示した箇所を提出することという。
- (3) 不要とは、写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

1-9 写真撮影要領

①請負者は写真管理担当者を定め、写真の撮影及び管理を行うこと。

②写真には、工事内容を説明した黒板等を同時に撮影すること。

(例)

← 60 cm →		45 cm	
工事名	〇〇地内配水管布設工事		
工種	〇〇床掘工		位置 NO. 〇〇
形状寸法			A (掘削上幅)= m B (掘削下幅)= m H (掘削深)= m h (管土被り)= m W (施工幅)= m
請負業者名	(株) 〇〇〇〇		

1-9-2 オフセット写真撮影要領

①請負者は施工後（管布設後若しくは埋め戻し前）に起点及び終点の、オフセット写真の撮影及び管理を行うこと。

②写真には、オフセット管理を説明した黒板等を同時に撮影すること。

(例)

工事名	〇〇地内配水管布設工事		
工種	オフセット	測点	始点 (NO, 0)
		A = 3. 6 m B = 4. 2 m C = 2. 8 m	
請負業者名	〇〇〇〇		

注1. 形状寸法は、設計値を記入すること。

注2. 「着手前」「完成」の文字は、形状寸法欄に記入すること。

注3. 設計変更が生じる恐れがある場合は、設計変更のための資料となるように撮影すること。

注4. 撮影箇所は、原則として NO 付近で撮影すること。

注5. 監督職員立会が必要な箇所は、監督職員立会中を撮影すること。

注6. 工事写真は、監督職員の提出指示があった場合は直ちに提出できるよう整理しておくこと。

注7. 特殊な工事、工種及び多数の同一構造物がある場合は、監督職員の指示を受けること。

注8. 撮影項目、撮影頻度及び提出頻度については、撮影箇所一覧表に定める基準によること。

写真台紙様式例

〔表 紙〕

課		
課 長	係 長	係 員

工 事 写 真

1. 工 事 名 _____

2. 工 事 場 所 _____

3. 工 期 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

請 負 者 住 所

氏 名 _____ 印

現 場 代 理 人 氏 名 _____ 印

写真管理担当者 氏 名 _____ 印

2. 撮影箇所一覧表（管工事用）

工事写真帳は撮影頻度に基づき必ず撮影（ネガ、電子媒体は必ず撮影頻度で撮影された写真を整理し提出）し、その中から提出頻度に基づいて提出する。

工事写真整理帳は工事写真帳以外の写真を整理し、提出する。

区分	工種・種別	撮 影 項 目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
着工前及び完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前１回	40m 程度 毎１枚
	完成	全景又は代表部写真	完成後	施工完了後１回	40m 程度 毎１枚
施工状況写真	工事施工中	施工中の写真 (工種、種別毎)	施工中	工種、種別毎に設計図書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜	全景１枚
				工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前後	１施工箇所１回	代表箇所 各１枚
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	工事打合せ簿に添付する
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎１回	全景１枚
		各種保安施設の設置状況 (夜間・不稼働日の安全対策)	設置後		
		監視員 交通整理状況	作業中	各　１　回	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎１回	安全訓練等の活動報告書に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	使用前	各品目毎１回	適宜 (不可視となる重要構造物は必須)
		品質証明 (JIS マーク表示)			
		検査実施状況	検査時		
品質管理写真		別添　品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
出来形管理写真		別添　出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	可能な場合、被災前及び被災中被災直後被災後	その都度	適　宜
事故	事故報告	事故の状況	発生前 発生直後 発生後	その都度	適　宜 (発生前は付近でも可)
関係補償	補償関係	被害又は損害状況等	発生前 発生直後 発生後	その都度	適　宜

区分	工種・種別		撮 影 項 目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
その 他	産業廃棄物写真	掘 削 積 込	施 工 状 況	施工中	品目・処分場毎に 1 回	品目・処分場毎 に 1 枚
		運 搬				
		処 分				
	残土処理	掘 削 積 込	施 工 状 況	施工中	1 工事に 1 回 （処分場は搬入場所 が変わればその都度） ※指定処分場、リサイク ルプラント（仮置場を含 む）以外へ搬入する場 合は、工事中に最低 1 回、 監督員が立会した搬入・ 処分状況を撮影するこ と。ただし、やむを得な い場合は現場代理人等の 立会に代えることができ る。	
		運 搬				
		処 分				
	環境対策・ イメージアップ等		各施設設置状況	設置後	各種毎 1 回	適 宜
	材 料 運 搬 工		搬 入 状 況	現場搬入時	1 工事 1 回	代表箇所 各 1 枚
	支障物件	他 企 業 の 立 会 を 要 す る も の	立 会 状 況	立会中	1 工事 1 回	不 要
		支 障 物 件 処 理	施 工 状 況	施工後	実施箇所毎 1 回	
		受 け 防 護				
		吊 り 防 護				

○ 「1施工」単位とは、施工箇所の1ブロックをいう。但し、1ブロックでも形状・寸法・規格が変わる毎に1施工単位とする。

○ 「代表箇所」とは、当該工事の代表箇所を示し、監督職員の指示する箇所をいう。

○ 「適宜」とは、監督職員の指示による箇所をいう。

・品質管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種・種別	撮 影 項 目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
品質 管理 写真	埋 戻 工	現場密度の測定	試験実施中	土質毎 1 回	不要
	路 盤 工	現場密度の測定		各種路盤毎 1 回	
	アスファルト 舗 装 (舗 設 現 場)	現場密度の測定(注) 温度測定 抜取コア As 量抽出試験(注) 抜取コア粒度分析試験(注)		合材の種類毎 1 回	
	配 管 工 事	溶接部の非破壊試験 (X 線撮影・超音波検査)		実施箇所毎 1 回 (口径毎)	
	水 圧 試 験	作業状況		設計計上分	代表箇所 1 箇所

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

・出来形管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種・種別		撮 影 項 目		撮影時期	撮影頻度	提出頻度	
出 来 形 管 理 写 真	土 工 事	掘削工 (床掘工)	土質等の判別		掘削中	土質が変わる 毎 1 回	代表箇所 各 1 枚	
			幅、深さ		掘削後	200m 又は 1 施工箇所 1 回		
		水 替 工	ポンプ等の設置状況		施工中	全 箇 所		
		床均し工	仕上げ状況		仕上げ時	200m 又は 1 施工箇所 1 回		
		埋戻し工	各層毎の締固め状況 (土質毎)		締固め時	転圧機械が変わる 毎 1 回		
	配 管 工 事	配 管	配管状況（土被り寸法） （基準高より計測）		施工後	100m 毎 1 回	代表箇所 各 1 枚	
						直管部		
						異形管部		
						弁栓類部		
						連絡部		
						切込部		
			連絡工（給水管）		施工後	口径毎 1 施工単位 毎 1 回	10 箇所 毎 1 枚	
			オフセット			起点及び終点	不 要	
			継 手 工 (DIP)	管切断状況		施工中	口径毎 1 施工単位 毎 5 箇所に 1 回	代表箇所 各 1 枚
				挿口部白線表示 (φ 600mm 以下)	施工後			
				滑材塗布	施工中	口径毎 1 施工単位 毎 1 回		
				締め付けトルク				
				胴付間隔	施工後			
			継 手 工 (SP)	管切断状況	施工中	口径毎 1 施工単位 毎 5 箇所に 1 回		
				溶 接		口径毎 1 施工単位 毎 1 回		

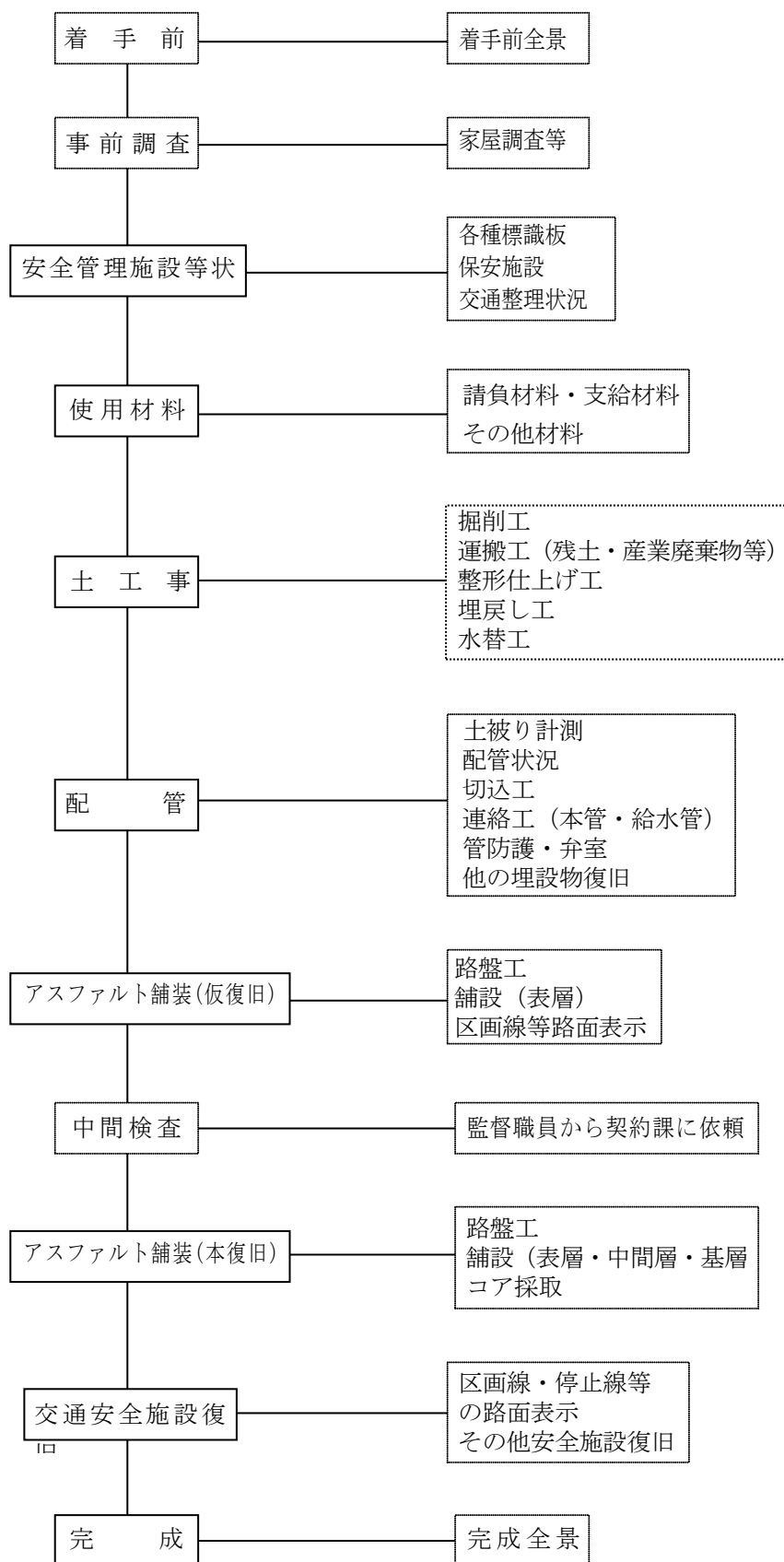
区分	工種・種別		撮 影 項 目		撮影時期	撮影頻度	提出頻度	
出 来 形 管 理 写 真	配 管 工 事	配 管	継 手 工 (PEP)	管切断工	施工中	口径毎1施工単位 毎5箇所にて1回	代表箇所 各1枚	
				標線表示	施工後			
				スクレープ				
				融 着	施工中	口径毎1施工単位 毎1回		
		管 防 護	鋼 材	取付状況	取付後	施工箇所毎		
		弁 室	二 次 製 品	取付状況	取付後			
		地 下 埋 設 物 の 離 隔 確 保		離隔寸法	施工後	全箇所		不要
				防護対策 (砕石パック等)	施工後	全箇所		不要
		表 示 テ ー プ 表 示 シ ー ト		設置状況	施工後	口径毎1施工単位 毎1回		代表箇所 各1枚
		標 識 テ ー プ		設置状況	施工後	土被り毎1回		
	洗 管 作 業		作業状況	作業中	実施箇所毎	不 要		
	水 管 橋	製 作 架 設	製 作	仮組立	製作後	1 工事 1 回	代表箇所 各1枚	
					架設状況			架設後
					継手部のチェッ ク状況	実施中		実施箇所毎

区分	工種・種別		撮 影 項 目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
出 来 形 管 理 写 真	塗 装	管 塗 装	材料検査	施工前	搬入ロット毎	代表箇所 各 1 枚
				施工後	1 工事 1 回 全数量	
			下地処理	施工前・後	継手毎 1 回又は 1 スパン 1 回	
			塗装状況	施工中	継手毎 1 回又は 1 スパン 1 回 (各層毎)	
			検査状況	施工後		
		そ の 他	材料検査	施工前・後	搬入ロット毎 1 工事 1 回 ・全数量	
			下地処理	施工前・後	実施箇所 毎 1 回	
			塗装状況	施工中	実施箇所 毎 1 回 (各層毎)	
			検査状況	施工後		
	ア ス フ ア ル ト 舗 装	下 層 路 盤 工 上 層 路 盤 工	転圧状況	施工中	各層毎 400m に 1 回	
			整正状況	整正後	各層毎 400m に 1 回	
			厚 さ		各層毎 200m に 1 回 掘り起して測定する	
		基 層 工 中 間 層 工 表 層 工	整正状況	整正後	各層毎 400m に 1 回	
			タックコート、 プライムコート	散布時	各層毎に 1 回	
			抜き取りコア採 取厚さ	抜き取り後	全数量	
		路 面 切 断 工		施工状況	施 工 中	

区分	工種・種別		撮 影 項 目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	
出 来 形 管 理 写 真	推 進 工	推 進 工	機械据付状況	施工後	機種別に1回	代表箇所 各1枚	
			推進状況	施工中	1 スパン1回		
		グ ラ ウ ト	材料使用量	使用前 使用後	全 数 量	適 宜	
			注入確認状況	施工後	1 スパン1回	代表箇所 各1枚	
		配 管	配管状況	施工後	鞘管・直押管 挿入毎1回		
			継手部のチェック状況	実施中	1 施工単位毎1回		
	薬 液 注 入 工	注 入 工	材料使用量	使用前使用 後	全 数 量	適 宜	
			使用機械プラント設備	施工前	1 回	代表箇所 各1枚	
			ロット検尺	施工後	・種別毎に5孔に1 孔（5孔未満）につ いては1孔 ・管路薬注等につ いては、監督職員の 指示による。 ※種別毎とは、改良 長別である。(例)立 抗廻り、抗口、底盤 等		
			削 孔	施工中			
			注 入				
			残 尺				
			完了孔確認	施工後			
			ゲルタイム	施工中			
			比重測定		適 宜	適 宜	
		土留矢板工 （建込）		使用材料・ 形状寸法	施工前	1 施工単位毎1回	代表箇所 各1枚
				設置状況	施工後		
	一 般 施 工	側 溝 工 （プレキャストU型擁壁） （L型擁壁） （自由勾配側溝） （管渠）	据付状況	埋戻し前	200m又は 施工箇所に1回	不要	
			側 溝 工 （場所打水路工）	厚さ 幅 高さ	型枠 取外し後	200m又は 施工箇所に1回	代表箇所 各1枚
			基 礎 工 （砕石基礎工） （均しコンクリート）	幅 厚さ	施工後	4 0 m又は 施工箇所に1回	不要

区分	工種・種別		撮 影 項 目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
出 来 写 真 管 理	一般 施工	区 画 線 工	材料使用料	施工前後	全数量	不要
			施工状況	施工前後	施工日に1回	
	舗 装	切削オーバーレイ工	タックコート	散布時	各層毎に1回	代表箇所 各1枚
			整正状況	施工後	400 m ² に1回	

管工事撮影要領フロー（参考）



[5] 工事関係書類

1. 工事関係書類一覧【土木】

更新日：R8.10

本表は、工事関係書類を一覧にまとめたものです。以下の事項に注意の上ご活用ください。

- 1 本表は、土木工事関係書類についての共通事項をまとめております。
工種によっては、別途必要な書類がある場合があります。
- 2 本表は、【工事着手前】、【施工中】、【工事完成時】、【その他】に分けてまとめております。
- 3 書類の詳細については、「書類作成の根拠」、「参照」欄記載の条文等を必ず確認ください。
- 4 【提出不要】、【提示不要】、【作成不要】については、慣例的に提出・提示・作成していた書類です。原則、提出・提示・作成する必要はありません。
- 5 情報共有システム（ASP）活用工事の場合は、「成果品」欄を確認のうえ電子成果品または紙の成果品どちらを納品するか受発注者間協議のうえ決定してください。

☆：電子・・・・・・・・	システム上で帳票（鑑）の作成が可能な書類等。電子での提出を推奨。 （事前協議で電子または紙を決定する）
◎：紙・・・・・・・・	紙での提出とする。（契約関係書類、施工計画書等）
■：電子または紙・・・	事前協議で電子または紙を決定する。
●：	作成等が必要な書類
－：	作成等を簡素化できる書類

- 6 当初契約金額が500万円未満の工事関係書類の簡素化。
簡素化している書類は共通事項のみとしています。詳細については「500万円未満の必要書類」欄を参照してください。また、書類の作成や提示、提出を軽減しているものであつて、関係法令や施工管理の手引き等に基づいた管理などは行う必要があります。
- 7 【 】内の様式は、国の統一化様式です。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未 満の必 要書類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示	ASP使用				
										監督 職員				
契 約	契約書	工事請負契約書	・契約事務規則第28条1項 ・(水) 契約事務規程第28条1項	—	4	○				—	—	○	●	
		請書	・契約事務規則第28条2項 ・(水) 契約事務規程第28条2項	—	5		○			—	—	○	●	・契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴する。
		見積書	・契約事務規則第28条3項 ・(水) 契約事務規程第28条3項	—	6		○			—	—	○	●	・契約金額が10万円以下の場合は「見積書」をもって契約書にかえることができる。
	設計 図書	共通仕様書	—	—	—	○				—	—		●	
		特記仕様書	—	—	—	○				—	—	○	●	
		契約図面	—	—	—	○				—	—	○	●	
		分離分割発注のチェックシート(土木用)	—	・分離分割発注のチェックシートについて(水技第9-1号 H22.4.8) ・分離分割発注チェックシートの改定について(水技第22号 H28.4.27)	—	○				—	—	○	●	
		現場説明書	—	—	—	○				—	—		●	
		質問回答書	—	—	—	○				—	—		●	
		工事数量総括表(金抜設計書)	—	—	—	○				—	—	○	●	
		【現場代理人等通知書】	(水)工事請負契約書第10条1項	—	8		○	○		◎	1	○	●	・配置予定技術者調書に記載のある技術者と同一であること。
		【経歴書】	—	—	9		○	○		◎	1	○	●	・「現場代理人等通知書」とともに提出。
		薬液注入工技術者通知書	(水) 共通仕様書6-13-2-1	—	68		○	○		◎	1	○	●	・薬液注入工その他類する工種を行う際
		薬液注入工事責任技術者届	(水) 共通仕様書6-13-2-1	—	69		○	○		◎	1	○	●	・薬液注入工その他類する工種を行う際
		【工程表】【変更工程表】	・(水) 工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2 ・(水) 共通仕様書1-1-4	—	80、81		○	○		◎	1	○	●	・契約締結後、10日以内の提出。 ・契約変更時も同様とする。
		掛金収納書提出用台紙	共通仕様書1-1-1-44-6 ・(水) 共通仕様書1-1-47-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	10		○	○		◎	1	○	●	・証紙貼付方式による場合に提出。 ・契約締結後、1ヶ月以内に提出。 ・掛金収納書を提出できない事情がある場合、理由を記載し提出。
		掛金収納書			—		○	○		◎	1	○	●	・証紙貼付方式による場合に提出。 ・契約締結後、1ヶ月以内に提出。 ・当初に証紙購入の場合、上記台紙に掛金収納書を貼り付けし、提出。
		掛金収納書(電子申請方式)			—		○	○		◎	1	○	●	・電子申請方式による場合に提出。 ・契約締結後40日以内に提出。
	監督員通知書	(水) 工事請負契約書第9条1項、3項	請負工事監督指針P11	12	○					—		●	・2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。(例:総括監督員、委託監督員) ・1名以上の布設工事監督有資格者を配置すること。	
	前金払	【請求書】	(水) 工事請負契約書第34条1項	(水) 前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(R4.12.1改正 契約課)	13		○	○		◎	1	○	●	【対象】 契約金額が100万円を超える契約 【割合及び支払限度額】 契約金額(履行期間が2年度以上にわたる契約は当該年度の出来高予定金額)の10分の4以内。(支払限度額は10億円) 【請求】 履行期限(履行期間が2年度以上にわたる契約にあつては、当該年度末日)前1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条2項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
保証事業会社の保証証書		—				○	○		◎	1	○	●		
工 事	建設 リサイクル	分別解体等の計画等(別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項	土木工事施工管理の手引きP11-6～11	14		○	○		■	1	—	【対象】 特定建設資材を使用する工事または、特定建設資材廃棄物を排出する工事で、請負金額が500万円以上の工事。 ・監督職員は、入札後、契約締結までの間に受注者(元請)に提出を求め、計画内容について説明を受ける。	
		建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条		15	○				—	—	—	【対象】 上記同 ・監督職員は、工事の着手前に、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知する。 ・監督職員においては、契約内容に変更が生じ本項が該当となった場合は、すみやかに手続きを行うこと。 電子申請可	

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未 満の必 要書類	備 考		
					発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	提出					提示	ASP使用
									☆:電子 ◎: 紙 ■:電子 または紙						
その他	コリンズ(CORINS) 登録内容確認書	・共通仕様書1-1-1-7 ・(水)共通仕様書1-1-6	土木工事施工管理の手引き P7	—		○		○	—	—		—	【対象】 請負金額500万円以上の工事。 ・受注時・変更時・完成時は、土曜日・日曜日・祝 日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録。監 督職員への提示は不要。 (旧称:工事カルテ受領書)		
	特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第 14条第1項(第2項)	特定建設作業のしおり	16		○			—	2		●	・特定建設作業を実施する場合は、当該作業を 開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を 除く7日前)までに、当該作業を行う場所の区役 所生活環境課に提出すること。		
	井水調査結果表	(水)共通仕様書6-13-3-3	・建設省 薬液注入工法による 建設工事の施工に関する 暫定指針(S49.7.10) ・建設省 薬液注入工事に係 る施工管理等について (H2.9.18)	—		○	○		—	—		●			
	薬液注入材料の数量・品質に関する書類	(水)共通仕様書6-13-1-5		—		○	○		—	—		●			
	現場注入試験計画書(薬注)	(水)共通仕様書6-13-4-2		—		○	○		—	—		●			
	現場注入試験結果(薬注)	(水)共通仕様書6-13-4-2		—		○	○		—	—		●			
	注入施工計画書(薬注)	(水)共通仕様書6-13-6-6		—		○	○		—	—		●			
	採水計画書(薬注)	(水)共通仕様書6-13-6-2		—		○	○		—	—		●			
	工事事前調査報告書	(水)共通仕様書6-4-2	事前調査要綱	70		○	○		◎	1		●	・工事に起因して被害の発生が予想される箇所 について調査し、監督職員へ報告書を提出。		
	施工 計画	施工計画書	・共通仕様書1-1-1-6-1、2 ・(水)共通仕様書1-1-5-1、2	・土木工事施工管理の手引 きP2-1～20 ・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	1		○	○		■	2 (注)		●	・特記仕様書に定めのある場合や災害対応等の 概略発注、制約条件等により施工方法が未確定 な工種は、詳細な内容が確定した段階で作成し 提出する。 ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は 不要。(簡素化) (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)	
		(1)工事概要	—	土木工事施工管理の手引き P2-6	—								—	・工事名、河川または路線名、工事場所、工期、 請負代金、発注者、受注者、工事内容(工事数 量総括表の工種・種別・数量等)を記載。 ・工種が1式表示及び主体工種以外については、 工種のための記載でもよい。	
		(2)計画工程表	—	土木工事施工管理の手引き P2-7	—								—	・横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等 で作成。	
		計画・実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	17								—	・現場閉所の確認方法が計画・実施報告書 の場合に作成。 ・現場閉所の確認方法が週間工程表等の場 合は、休日を取得する曜日と取得状況を確認 するために提出する資料を記載。 ・週休2日工事を実施する場合、休日取得計画表 を作成し、施工計画書に添付し提出する。	
		(3)現場組織表	—	土木工事施工管理の手引き P2-7	—								●	・規格品質確認員、配管に関する技術を司る責任 者、給水装置主任技術者を記入 ・現場代理人については、夜間・休日等の緊急 連絡先を記入 ・施工管理については、担当区分及び担当者指 名等を記入(500万円未満不要)。 ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏 名等を記入(500万円未満は不要)。	
(4)指定機械		—	土木工事施工管理の手引き P2-8	—								—	・設計図書で指定されている機械(騒音振動、排 ガス規制、標準操作等)、監督職員が必要と認め た機械について記載。		
(5)主要船舶・機械		—	土木工事施工管理の手引き P2-8	—								—	・設計図書で指定されていない主要なものにつ いて記載。		
(6)主要資材		【省略可】	土木工事施工管理の手引き P2-8	—									・材料承諾願により確認できることから、記載不 要。		
(7)施工方法	・共通仕様書1-1-1-24-1 ・(水)共通仕様書1-1-28-1 ※工種毎に各条文を確認すること。	土木工事施工管理の手引き P2-9～10	—									●	・主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機 械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械 等の仮置場、プラント等の機械設備、仮排水、指 示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 ・記載対象工種は、(1)主要な工種、(2)設計図 書で指定された工法、(3)共通仕様書に記載さ れていない特殊工法、(4)施工条件明示項目 で、その対応が必要とされている事項、(5)特殊 な立地条件での施工や、関係機関及び第三者 対応が必要とされる施工等 を標準とする。 ・創意工夫の取り組みとして、施工方法に関わる ものを実施する場合は、その内容を記載すること。		

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別			書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	一件 書類	500 万円 未満 の必要書 類	備 考
							発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	ASP使用				
											☆:電子 ◎:紙 ■:電子 または紙				
			各工種毎の作業計画	—	—	—								●	施工計画書により監督職員に提出。 (提出書類に関する資料については、提示)
			仮設備計画	—	—	—								●	
			仮設配管計画図	現場説明書にて周知	—	—								●	
			掘削標準断面計画図			—						●			
			修理体制図			—						●			
		(8)施工管理計画	・共通仕様書1-1-1-24-8 ・(水)共通仕様書1-1-28-8	土木工事施工管理の手引き P2-11～14	—								●		
		工程管理計画	—	—	—								—	・実施工程の手法・管理方法	
		品質管理計画表(総括表)	—	—	—								●	・品質管理基準参照	
		出来形管理計画表(総括表)	—	—	—								●	・出来形管理基準参照	
		写真管理計画表(総括表)	—	—	—								—	・写真管理基準参照	
		(9)安全管理	—	土木工事施工管理の手引き P2-15～17、10-1～2	—								●		
		安全管理計画	—	—	—								●	・安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災 対策を記載。	
		安全管理活動計画及び安全 教育・訓練計画	・共通仕様書1-1-1-30-12 ・(水)共通仕様書1-1-31-11	—	—								●	・安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、 安全活動方針を記載。	
		(10)緊急時の体制及び対応	—	土木工事施工管理の手引き P2-18	—								—		
		緊急時の体制連絡系統図	—	—	—								—	・事故発生時の連絡系統図、対応策を記載。	
		防災対策組織表	—	—	—								—	・災害発生時の体制を記載。	
		(11)交通管理	・共通仕様書1-1-1-36-2、4 ・(水)共通仕様書1-1-38-3 ・(水)共通仕様書1-1-38-6	土木工事施工管理の手引き P2-19	—								●	・交通管理、交通処理について記載。	
		(12)環境対策	・共通仕様書1-1-1-34-1 ・(水)共通仕様書1-1-36-1	土木工事施工管理の手引き P2-19	—								—	・大気汚染、水質汚濁、振動、騒音対策等につい て記載。	
		(13)現場作業環境の整備	—	土木工事施工管理の手引き P2-19	—								●	・現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策 について記載。	
			現場環境改善の実施計画	特記仕様書	—	—								●	・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内 容、実施時期について施工計画書に含め提出す る。
		(14)再生資源の利用の促進と建 設副産物の適正処理方法	—	土木工事施工管理の手引き P2-20	—								●	・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づ き、計画する。	
		再生資源利用計画書	・共通仕様書1-1-1-21-5 ・(水)共通仕様書1-1-21-5 建設業に属する事業を行う者の 指定副産物に係る再生資源の 利用の促進に関する判断の 基準となるべき事項を定める 省令第9条	・土木工事施工管理の手引 きP11-1	18								●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則 とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可 とする。	
		再生資源利用促進計画書	・共通仕様書1-1-1-21-7 ・(水)共通仕様書1-1-21-6 建設業に属する事業を行う者の 指定副産物に係る再生資源の 利用の促進に関する判断の 基準となるべき事項を定める 省令第8条	・土木工事施工管理の手引 きP11-1	19								●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則 とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可 とする。	
		再生資源利用促進計画の作成に 伴う確認結果票 ※再生資源利用促進計画書の 添付資料	・共通仕様書1-1-1-21-8 建設業に属する事業を行う者の 指定副産物に係る再生資源の 利用の促進に関する判断の 基準となるべき事項を定める 省令第8条第4項	再生資源利用促進計画作成 に当たって行う確認事項に関 する解説について(R5.3.31国 土交通省事務連絡)	—								●	・建設発生土を500m3以上搬出する工事が対象 ・国土交通省ホームページに参考記載例あり	
		建設発生土受入承諾書	・共通仕様書1-2-4-13 ・(水)共通仕様書4-4-1-13、 14	・土木工事施工管理の手引 きP11-3 ・積算運用の手引きⅡ-96	20								●	・処分場所及び処分業者の変更を生じる場合 は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得 なければならない。	
		(15)その他	—	土木工事施工管理の手引き P2-20											・契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書 に記載を必要とするもの。
		技術提案等の履行確認表	福岡市総合評価方式実施ガイ ドライン	—	21								—	・総合評価方式により契約した場合に作成し、施 工計画書に含めて提出する。	
		地下埋設物確認書	・共通仕様書1-1-1-27-16 ・特記仕様書 ・(水)共通仕様書1-1-31-18	—	22								●	・施工計画書に添付する。 ※Web受付等の場合は確認結果が分かるよ うに記載する。 例)様式の「確認結果」に「別紙のとおり」と記 載し、Web受付証等を添付。	

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未満の必 要書類	備 考
						発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	ASP使用				
										☆:電子 ◎:紙 ■:電子 または紙				
	ICT	ICT活用工事実施計画書	特記仕様書	ICT活用工事実施要領	23		○	○		■	1		－	・ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、協議書、ICT活用工事実施計画書等を提出する。
	照査	設計図書の照査確認資料	・(水)工事請負契約書第18条1項 ・共通仕様書1-1-1-3-2 ・(水)共通仕様書1-1-3-2	土木工事施工管理の手引きP3-1	2		○						●	・契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。
		設計図書と差異有り						○		☆	1		●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実が あった場合、様式-9を鑑として確認資料（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）を監督職員に提出する。
		設計図書と一致							○	－	－		●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。
	着工前 測量	埋設位置情報提供票	(水)共通仕様書6-4-3-1	－	71		○	○		◎	1		●	試掘を行う際
		工事測量成果表 （仮BM及び多角点の設置）	・共通仕様書1-1-1-41-1 ・(水)共通仕様書1-1-43-1	土木工事施工管理の手引きP3-2～8	1		○	○		☆	2 (注)		●	(注)2部提出（決裁後、1部返却し双方で保管）
		工事測量結果(設計図書との照合)			－		○							
		設計図書と差異有り			1			○		☆	2 (注)		●	・設計図書と差異があった場合のみ監督職員に提出し、指示を受ける。 (注)2部提出（決裁後、1部返却し双方で保管）
		設計図書と一致			－				○	－	－			・設計図書と一致している場合は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。
	建設 副産物	産業廃棄物処理計画書	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条	・土木工事施工管理の手引きP11-3～5 ・産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）関係書類作成要領（環境局産業廃棄物指導課） ・産業廃棄物処理計画書の提出について（産業廃棄物指導課）	24		○			－	2 (注)		●	【対象】 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。 ・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。 (注)2部提出（押印後、1部返却） ・メールによる提出も可
		産業廃棄物処理委託契約書	・共通仕様書1-1-1-21-2 ・(水)共通仕様書1-1-21-2 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条	・土木工事施工管理の手引きP11-3～5	－		○		○	－	－		●	・現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。
	電子 納品	工事概要	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	25	○				☆			●	【対象】 電子納品対象工事。（手引き参照） ・発注者で入力後、受注者へ渡す。
		事前協議チェックシート			26	○				☆			●	・ASPを活用する場合、重複する電子納品対象物は提出不要。
	ASP	事前協議チェックシート （情報共有システム活用工事用）	特記仕様書	情報共有システム活用の手引き	27	○				☆			●	【対象】 情報共有システム活用工事。（手引き参照） ・発注者で入力後、受注者へ渡す。 ・施工計画書へ添付すること。
	施工 体制	施工体制台帳	・建設業法 第24条の8第1項 ・入札適正化法 第15条第1項、第2項 ・共通仕様書 1-1-1-12-1、4 ・(水)共通仕様書1-1-12-1、4	・よくわかる建設業法（九州地方整備局） ・土木工事施工管理の手引きP5	1、28		○	○		☆	1		●	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 ・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。
		契約書の写し （発注者⇄元請）	建設業法施行規則第14条の2第2項第一号	－	－								●	鑑の写しのみ。
		契約書の写し （元請⇄全下請）	建設業法施行規則第14条の2第2項第一号	－	－								●	①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書 ③注文書・請書＋基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。 ※契約約款は、注文書・請書のどちらか一方を添付
		元請・技術者の資格及び雇用を証する書面												雇用関係を確認する方法は以下の通り。 ・監理技術者資格証 ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所属会社の雇用証明書 ・上記に準ずる資料
		主任技術者または監理技術者	建設業法施行規則第14条の2第2項第二号	－									●	・監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し。 ・国家資格等を保有していない場合は実務経験証明書
		監理技術者補佐	建設業法施行規則第14条の2第2項第三号	－									●	・監理技術者補佐資格を有することを証する書面の写し ・監理技術者補佐を置いた場合に添付。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称		書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未 満の必 要書類	備 考		
							発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	提出					提示	ASP使用
											☆:電子 ◎: 紙 ■:電子 または紙						
		専門技術者	建設業法施行規則第14条の2第2項第四号	—	—									●	・主任技術者資格を有することを証する書面の写し ・専門技術者を置いた場合に添付。		
		作業員名簿	建設業法施行規則第14条の2第1項第二号チ・第四号チ	—	31									●			
		再下請負通知書	建設業法 第24条の8第2項	—	29									●			
		契約書の写し(下請⇔下請)	建設業法施行規則第14条の4第3項	—	—									●	①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書 ③注文書・請書＋基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。 ※契約約款は、注文書・請書のどちらか一方を添付		
		施工体系図	・建設業法 第24条の8第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・共通仕様書 1-1-1-12-2、4 ・(水)共通仕様書1-1-12-2、4	・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	30		○	○		☆	1		●	・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。			
		地場企業下請不使用理由書	特記仕様書	—	32			○	○		☆	1		—	・下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出。		

工事関係書類一覧【施工中】

種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	一件 書類	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
							提出	提示	ASP使用				
					発注者	受注者			監督職員 受注者 保管				
工事	施工 管理	【工事打合せ簿】(指示)	・共通仕様書1-1-1-2-15 ・(水)共通仕様書1-1-2-14	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1	○			☆	－		●	・電子メールでの送付可(簡素化)
		【工事打合せ簿】(承諾)	・共通仕様書1-1-1-2-16 ・(水)共通仕様書1-1-2-15	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○		☆	2 (注)		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		【工事打合せ簿】(協議)	・共通仕様書1-1-1-2-17 ・(水)共通仕様書1-1-2-16	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○		☆	2 (注)		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		【工事打合せ簿】(提出)	・共通仕様書1-1-1-2-18 ・(水)共通仕様書1-1-2-17	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○		☆ ※	2 (注)		●	・電子メールでの提出可(簡素化) ※施工計画書の提出は紙媒体とする。 (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		【工事打合せ簿】(報告)	・共通仕様書1-1-1-2-20 ・(水)共通仕様書1-1-2-19	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○		☆	2 (注)		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		【工事打合せ簿】(通知)	・共通仕様書1-1-1-2-21 ・(水)共通仕様書1-1-2-20	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○		☆	2 (注)		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		関係機関協議資料 (許可・承諾等の資料)	・共通仕様書1-1-1-39-3 ・(水)共通仕様書1-1-41-3	－	－		○		○	－		●	・許可、承諾等を得た資料は、提出ではなく提示で可。(道路使用許可証の写し等)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。
		近隣協議資料	・共通仕様書1-1-1-39-3 ・(水)共通仕様書1-1-41	－	－		○		○	－		●	・監督職員から提出の請求があった場合は提出する。 ・共通仕様書1-1-1-35-4～8参照 ・(水)共通仕様書1-1-40-4～8参照
		材料承諾願 【工事打合せ簿】	・共通仕様書2-1-2-4 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節4	・土木工事施工管理の手引きP9-1 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	鑑:1		○	○	◎ ※	2 (注)		●	・設計図書において指定された工事材料について、提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。(注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管) ・創意工夫の取り組みとして使用した材料についても、工事材料として提出する。
		JISマーク表示品			－		○		○	－		●	・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略可。
		事前に認定された材料			－		○		○	－		●	・建設発生土リサイクルプラントの製品 ・再利用施設の製品 ・アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物 ・福岡市水道局水道用資材の製作者登録制度にて認定された業者の当該材料を使用する場合、認定証、総括表、試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化)
		材料確認書	・共通仕様書2-1-2-4 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節4	・土木工事施工管理の手引きP9-1	84		○	○	■	1		●	・設計図書に従って現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員協議の上、作成し提出。
		使用資材一覧表	特記仕様書	－	33		○	○	◎ ※	1		●	・使用する資材・製品について記入し、材料承諾願に添付のうえ、提出。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。
		材料規格等確認書	(水)共通仕様書第6章管布設工事第3節9	－	72		○	○	■	1		●	水道用資機材を使用する際、事前に提出
		【確認・立会依頼書】	・(水)工事請負契約書第14条 ・共通仕様書3-1-1-4-1 ・(水)共通仕様書1-1-22-1	土木工事施工管理の手引きP9-2～3	86		○	○	■	2 (注)		●	・設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合、必要に応じて関係資料の写しを添付し、監督職員に提出する。 ・提出方法は①確認・立会依頼書【様式-12】に記載して提出、②週間工程表などに立会日や内容を記載して提出 等とし、事前に監督職員に確認すること。 ・なお、電子メールに必要な事項を記入して依頼することも可とする。 ・電子メールでの提出可
		【段階確認書】	・共通仕様書3-1-1-4-6 ・(水)共通仕様書1-1-22-6	土木工事施工管理の手引きP9-2～4	85		○	○	■	2 (注)		●	・設計図書で規定されている場合に適用し(例:共通仕様書記載の段階確認一覧表に示す項目など)、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出する。 ・提出方法は、①段階確認書【様式-11】による整理、②施工計画書-施工方法の工種フロー内に明記、③週間工程表による確認 等とし、事前に監督職員に確認すること。 ・段階確認で監督職員の確認を受けた書面は、工事完成時までに監督職員へ提出すること。 (注)2部提出(押印後、1部返却) ・【様式-11】については、1部作成する。

工事関係書類一覧【施工中】

種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未満 の必要書類	備 考
					発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	ASP使用				
									☆：電子 ◎：紙 ■：電子 または紙				
	安全管理	安全・訓練等の実施報告書	・共通仕様書1-1-1-30-13 ・(水)共通仕様書1-1-31-12	・土木工事施工管理の手引きP8-4 ・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	34		○		○	—	—	—	・実施状況写真を添付すること。 ・監督職員への提出は不要、提示とする。 (簡素化)
		安全教育訓練実施資料	・共通仕様書1-1-1-30-13 ・(水)共通仕様書1-1-31-12	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○		○	—	—	—	・監督職員への提出は不要、提示とする。 (簡素化)
		災害防止協議会等の議事録	・労働安全衛生規則 第635条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.6.(5) (H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○		○	—	—	●	・災害防止協議会(安衛法第30条第1項、安衛則第635条)、安全衛生協議会(安衛法第30条、安衛則第635条、共通仕様書1-1-1-26-13)。 ・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に対象。
		足場等の点検記録	・労働安全衛生規則 第567条、第568条、第575条の8	—	—		○		○	—	—	●	・足場(安衛則第655条(注文者)、第567条(事業者))、つり足場(安衛則第568条(事業者))、作業構台(安衛則第655条の2(注文者)、第575条の8(事業者))が該当。
	事故	【事故速報】	・共通仕様書1-1-1-33 ・福岡市公共工事にかかる事故報告要領 ・(水)共通仕様書1-1-34	土木工事施工管理の手引きP10-3	35	○	○	○		◎	1	●	・事故が発生した場合、電話等により直ちに報告する。 ・概要について事故速報【様式-13】により整理・提出する。 ・必要に応じて第2、第3報する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
		事故報告書			36		○	○		◎	1	●	・最終報告で事故報告書(様式2)を提出する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
		報告書(監督担当課の見解)			37	○				—	1	●	・工事担当課は、様式2「事故報告」について事実確認のうえ、様式2-1「報告書(監督担当課の見解)」を作成し、様式2(写し)とともに技術監理課へ速やかに送付する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
	工程管理	【工事履行報告書】	・(水)工事請負契約書第11条 ・共通仕様書1-1-1-27 ・(水)共通仕様書1-1-29	—	38		○	○		☆	1	—	・工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。 ・実施工程表や週間工程表など、これに代わるものが提出された場合は提出不用とする
		実施工程表(週間工程表等)	土木工事施工管理の手引きP4-2	—			○		○				維持工事や応急工事等は省略可能。 ・工事履行報告書に代わるものとする場合は提出。 ・週休2日工事で、現場閉所の確認方法が週間工程表等の場合は提出
		工事日報	・福岡市請負工事監督規定第10条 ・福岡市水道局請負工事監督要綱第10条	—	74		○		○	—	—	●	
契約	契約関係	【現場代理人等変更通知書】	(水)工事請負契約書第34条1項	・建設業法第26条第1項、第2項 ・建設業法第26条の2	73		○	○		◎	1	○	● 現場代理人、主任技術者(第26条第1項に規定)、監理技術者(同条第2項に規定)、専門技術者(同条の2に規定)の氏名その他必要な事項を発注者に通知。(変更も同様)

工事関係書類一覧【施工中】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	一件 書類	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
							監督 職員	受注者 保管	☆：電子 ◎：紙 ■：電子 または紙					
中間 前金払		【中間前金払認定請求書】	(水)工事請負契約書第34条 の2.2項	(水)前金払、中間前金払及 び部分払の事務取扱いにつ いて(R4.12.1改正 契約課)	39		○	○	◎	1	○	●	【対象】 前払金を受けた後、工期が3月以上で次の 要件のいずれにも該当する契約 ①工期(2年以上にわたる契約については、 当該年度の工期)の2分の1を経過している。 ②工程表により工期(上記同)の2分の1を経 過するまでに実施すべき作業が行われている。 ③既に行われた作業に要する経費が請負代 金額の2分の1以上の額に相当する。 【割合及び支払限度額】 ・契約金額の10分の2以内。(支払限度額は 5億円)ただし、前金払と中間前金払の合計 額が契約金額の10分の6を超えてはならな い。(支払限度額は15億円) ・中間前金払請求前に、部分払をしている場 合は、前金払、部分払及び中間前金払の合 計額は、契約金額の10分の9以内とする。 【認定請求】 受注者は、中間前金払認定請求書、工事履 行報告書及び工程表(着手時から変更があ る場合のみ)を提出し、発注課から中間前金 払認定調書の交付を受けること。 【請求】 竣工期日前(履行期間が2年度以上にわた る契約にあっては、当該年度末日前)1月ま で。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に 支払わなければならない。(工事請負契約書 第34条の2.3項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を 満たせば別様式での提出も可。	
		【工事履行報告及び工程表】			38		○	○	◎	1	○	●		
		中間前金払認定調書			40	○			—	—	○	●		
		【請求書(中間前金)】			41		○	○	◎	1	○	●		
		保証事業会社の保証証書			—		○	○	◎	1	○	●		
指定 部分 完成 検査		【指定部分完成通知書】	・(水)工事請負契約書第39 条1項 ・共通仕様書1-1-1-24-1 ・(水)共通仕様書1-1-25-1	・(水)検査の手引き(契約 課)	42		○	○	◎	1	○	●	【対象】 設計図書において工事の完成に先だって引 渡しを受けるべきことを指定した部分(指定 部分)がある工事。 ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を 満たせば別様式での提出も可。	
		出来高内訳書			—		○	○	◎	1	○	●		
		【指定部分引渡書】			43		○	○	◎	1	○	●		
		【請求書】			3		○	○	◎	1	○	●		
出来高 (部分 払) 検査		部分払申請書	・(水)工事請負契約書第38 条1項 ・福岡市検査規程第3条 ・(水)工事請負契約書第38 条2項 ・共通仕様書1-1-1-24-2 ・(水)共通仕様書1-1-25-2 ・福岡市検査規程第3条 ・福岡市水道局検査要綱第3 条 (水)工事請負契約書第38条 5項	・(水)部分払取扱要領 (H13.4一部改正 契約課) ・(水)前金払、中間前金払 及び部分払の事務取扱いに ついて(R4.12.1改正 契約 課) ・(水)検査の手引き(契約 課)	44		○	○	◎	1	○	●	【対象】 契約金額が300万円を超え工期が3月以上 でかつ、出来形部分が10分の4を超える工 事。 【割合】 出来形部分並びに工事現場に搬入済みの 工事材料及び製造工場等にある工場製品に 対応する請負代金相当額の10分の9以内。 【請求】 竣工期日前1月まで。なお、頭書記載の限度 回数をこえることができない。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に 部分払金を支払わなければならない。(工事 請負契約書第38条5項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を 満たせば別様式での提出も可。	
		出来高内訳書			—		○	○	◎	1	○	●		
		既済部分明細書			45	○			—	—	○	●		
		部分払金計算書			46	○			—	—	○	●		
		【請求書】			3		○	○	◎	1	○	●		
中間 確認 検査		中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	・契約事務規則第41条1項第 4号 ・福岡市水道局契約事務規 程第42条1項第4号 ・(水)工事請負契約書第33 条1項 ・共通仕様書1-1-1-25 ・(水)共通仕様書1-1-27	・(水)中間確認検査の取扱 いについて(契約課)	47		○	○	◎	1	○	●		
		中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合			48	○				—	—	○	●	
		【工事の部分使用について】			49		○	○	◎	1	○	●	・部分使用がある場合に提出する。	
工期 変更		工期延長の請求資料	(水)工事請負契約書第21条	—	—		○	○	◎	1		●	・理由を明示した書面により、工期の延長を 請求できる。(受注者→発注者)	
		工期短縮の請求資料	(水)工事請負契約書第22条	—	—	○			◎	—		●	・特別の理由により工期短縮の必要があると き、工期の短縮を請求できる。(発注者→受 注者)	
設計 変更		協議書 【工事打合せ簿】	福岡市設計変更ガイドライン (土木工事編)	—	2		○	○	☆	1		●	・受注者は、必要に応じて概算金額の提示を 求めることができる。	
		通知書 【工事打合せ簿】	・(水)工事請負契約書第18 条3項 ・福岡市設計変更ガイドライン (土木工事編)	—	50	○			☆	—	○	●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実 があった場合、調査を実施し、結果をとりま とめ、調査・協議終了後14日以内に訂正・変更 の通知をする。	
		設計変更事由書	福岡市設計変更ガイドライン (土木工事編)	—	51	○			—	—	○	●	・通知書に添付する。	
一時 中止		基本計画書 【工事打合せ簿】	・共通仕様書1-1-1-16-3 ・工事一時中止に係るガイド ライン ・(水)共通仕様書1-1-16-3	—	鑑:1		○	○	◎	2 (注)		●	・必要に応じて作成する。 (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保 管)	

工事関係書類一覧【施工中】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未満 の必要書類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
										☆：電子 ◎：紙 ■：電子 または紙				
工事	支給品	【支給品受領書】	(水)工事請負契約書第15条3項	—	87		○	○		◎	1		●	・支給材料を受領した場合に提出する。
		【支給品精算書】	・共通仕様書1-1-1-19-3 ・(水)共通仕様書1-1-19-3	—	88		○	○		◎	1		●	・支給材料がある場合、工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出する。
		貸与品借用書	(水)工事請負契約書第15条3項	—	—		○	○		◎	1		●	・貸与品がある場合に提出する。
	現場発生品	【現場発生品調書】	・共通仕様書1-1-1-20 ・(水)共通仕様書1-1-20	—	89		○	○		◎	1		●	・現場発生品がある場合に提出する。
	中間技術検査	工程表(中間技術検査日をマーカー等でラインを引く)	・共通仕様書3-1-1-8-3～7 ・(水)中間技術検査要領	(水)検査の手引き(契約課)	—		○	○		◎	1		—	【対象】 設計図書において、対象工事と定められた工事。 【実施時期】 出来高が概ね50%となったときまたは工事の施工上の重要な変化があったとき。 【検査項目及び方法】 施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来栄その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施する。
		図面(平面図等)			—		○	○		◎	1		—	
工事	建設副産物	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	・共通仕様書1-1-1-21-3 ・(水)共通仕様書1-1-21-3	・土木工事施工管理の手引きP11-3～5	—		○		○	—	—		●	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。
		搬入伝票		・土木工事施工管理の手引きP11-3～5			○		○				●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認)
	建退共	被共済者就労状況報告書	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R3.3.30国不入企第40号)	—	52		○		○	—	—		●	・監督職員または検査員の請求があった場合提示。
		工事別共済証紙受払簿		—	53		○		○	—	—		●	・証紙貼付方式による場合で、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行う。
		掛金充当書		—	—		○		○	—	—		●	・電子申請方式の場合で、監督職員または検査員の請求があった場合提示。
		建設業退職金共済制度加入労働者数報告書		—	54		○		○	—	—		●	・他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認。
		他の退職金制度に係る加入証明書		—	—		○		○	—	—		●	・上記報告書と合わせて確認
	建設副産物	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	・共通仕様書1-1-1-21-3 ・(水)共通仕様書1-1-21-3	・土木工事施工管理の手引きP11-3～5	—		○		○	—	—		●	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。
		搬入伝票		・土木工事施工管理の手引きP11-3～5			○		○				●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認)
		被共済者就労状況報告書	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R3.3.30国不入企第40号)	—	52		○		○	—	—		●	・監督職員または検査員の請求があった場合提示。
	建退共	工事別共済証紙受払簿	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R3.3.30国不入企第40号)	—	53		○		○	—	—		●	・証紙貼付方式による場合で、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行う。
		掛金充当書	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R3.3.30国不入企第40号)	—	—		○		○	—	—		●	・電子申請方式の場合で、監督職員または検査員の請求があった場合提示。
		建設業退職金共済制度加入労働者数報告書	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R3.3.30国不入企第40号)	—	54		○		○	—	—		●	・他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認。
	建退共	他の退職金制度に係る加入証明書	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R3.3.30国不入企第40号)	—	—		○		○	—	—		●	・上記報告書と合わせて確認

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	一件 書類	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	ASP使用				
										☆：電子 ◎：紙 ■：電子 または紙				
契約	契約 関係	【完成通知書】	・(水)工事請負契約書第31条1項 ・共通仕様書1-1-1-22-1 ・(水)共通仕様書1-1-25-1	—	57		○	○		◎	1	○	●	
		掛金収納書提出用台紙	・共通仕様書1-1-1-44-6 ・(水)共通仕様書1-1-48-6	・土木工事施工管理の手引きP6 ・(水)建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(H11.9.20 総契第141号)	10		○	○		◎	1	○	●	・証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出。
		掛金収納書			—		○	○		◎	2	○	●	・証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、上記台紙に掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出。
		掛金収納書(電子申請方式)			—		○	○		◎	3	○	●	・電子申請方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、工事完成までに提出。
		建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表			11		○		○				●	
		【支給品受領書】【支給品精算書】 【現場発生品調書】	—	—	87、88、89		○	○		◎	1	○	●	水道局が支給した材料がある場合
		【引渡書】	(水)工事請負契約書第31条4項	—	58		○	○		◎	1	○	●	
		【請求書】	(水)工事請負契約書第32条1項	—	3		○	○		◎	1	○	●	※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
工事	工事 書類 (一括 提出も 可)	出来形管理総括表	・共通仕様書1-1-1-26-8 ・(水)共通仕様書1-1-28-8	・土木工事施工管理の手引きP6-1～2 ・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○	○		■	1		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		【出来形管理図表】			75、82		○	○		■	1		—	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・管理方法は出来形管理展開図、設計図利用出来形管理図、出来形管理図表等とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-31】は、別様式でも可。
		出来形数量計算書			—		○	○		■	1		—	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		コア―結果表	—	—	—		○	○		◎	1	○	—	
		段階確認実施時の確認資料	—	(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○	○		■	1		●	・監督職員等が臨場して段階確認した場合、確認資料(図面チェック等)を出来形管理資料に添付し提出する。この場合、出来形管理写真の撮影は不要。(簡素化) ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・段階確認完了写真を工事写真帳へ添付する。
		品質管理総括表	・共通仕様書1-1-1-26-8 ・(水)共通仕様書1-1-29-8	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○	○		■	1		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		【品質管理図表】			76、83		○	○		■	1		●	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-32】は、別様式でも可。
		品質管理写真	・共通仕様書1-1-1-26-8 ・(水)共通仕様書1-1-29-8	・土木工事施工管理の手引きP8-6～11 ・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○	○		■	1		●	・工事写真帳に含めず、監督職員の指示により別途製本、整理する。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		品質規格証明書	・共通仕様書2-1-2-1 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節1	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○	○	○	◎ ※	1		●	・工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等。 ・受注者で整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・ただし、設計図書で提出を定められたものは提出。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示とすることができる。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1に準拠	(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○		○	—	—		—	・上記について、使用材料を確認できる資料が材料納入伝票のみの場合。
		出荷証明書	・共通仕様書2-1-2-1に準拠 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節1に準拠 ・(水)共通仕様書第6章管布設工事第3節7	・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—		○		○	—	—		—	

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	一件 書類	500 万円未 満の必 要書類	備 考	
						発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管	ASP使用					
										☆:電子 ◎: 紙 ■:電子 または紙					
		薬液注入関係書類	・(水)共通仕様書6-13-4-3 ・(水)共通仕様書6-13-5-7	薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について(H29.8)	－		○		○	◎	1		●	チャート紙、薬液材料の数量証明書、地下水調査結果等	
		工事写真帳	・共通仕様書1-1-1-26-8 ・(水)共通仕様書1-1-29-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1～3 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	77		○	○		■※	1	○	●	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 ・工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。 ・写真毎の説明欄への記入や略図の添付は不要。(簡素化) ・使用材料の形状寸法写真について、施工後も確認できるものは不要。また、設置後においても監督職員等が段階確認(配筋完了、据付完了等)を行うものは不要。(簡素化) ・監督職員等が臨場して段階確認した場合、出来形管理写真の撮影は不要。ただし、確認完了写真を工事写真帳に添付する。(簡素化) ・産廃処理の状況写真について、品目・処分場毎に1回の撮影とする。(簡素化) ※電子で提出する場合は、A4版(3枚等/ページ)に整理したPDF形式とする。	
		現場環境改善の実施状況	特記仕様書	－	－								●	・実施状況について工事写真に含め提出する。	
		工事写真原本	・共通仕様書1-1-1-26-8 ・(水)共通仕様書1-1-29-8	土木工事施工管理の手引きP8-1～3	－		○	○		☆※1	1		●	・「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべてを含むこと。 ※1:容量が大きいためASPでの提出は不可。電子媒体で提出すること。 ※2:電子媒体(CD-ROM等)、ネガ、APSのカートリッジフィルムのいずれかで提出。	
		写真一覧	－		－		○	○		－※	1		●		
		工事写真整理帳	・共通仕様書1-1-1-26-8 ・(水)共通仕様書1-1-29-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1～3 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	78		○	○		－※	1		－	※上記原本を電子媒体で提出する場合、写真一覧、工事写真整理帳の作成及び提出は不要。(簡素化)	
		【工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況】	・共通仕様書3-1-1-10 ・福岡市請負工事成績評定要領	－	59		○	○		◎	1		●	・工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。	
	【工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況】(説明資料)	・(水)共通仕様書1-1-52		60		○	○		◎	1		●			
	週休2日	計画・実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	17	○	○	○		■	1		－	週休2日工事の場合に作成。 ・現場閉所の確認方法: 週間工程表等の場合、発注者が作成 計画・実施報告書の場合、受注者が作成 ・週休2日実施工事の場合、実施状況を取りまとめ、休日取得実施報告書を作成し提出する。	
	電子納品	工事完成図	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	－		○	○		☆	1		－	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照) ・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品する。 ・ASPを活用する場合、重複する電子納品対象物は提出不要。	
		電子媒体納品書			61		○	○		◎	1		－		
	総合評価	技術提案等の履行確認結果表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	－	62		○	○			◎	1	○	－	・総合評価方式により契約した場合に提出する。 ・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。
	建設副産物	搬入伝票		土木工事施工管理の手引きP11-2	－		○		○		－	－		●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)
		産業廃棄物処理実績報告書	・産業廃棄物処理計画書(福岡市条例)関係書類作成要領(環境局産業廃棄物指導課)	・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	65		○				◎	－		●	・産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。
		再資源化処理施設搬入明細書	－		－		○		○		－	－		－	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。
		搬入伝票	－		－		○		○		－	－		●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認できるもの)
再生資源利用実施書		・共通仕様書1-1-1-21-12 ・(水)共通仕様書1-1-21-8 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条		63		○	○			■	1	○	●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。	

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	一件 書類	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
					発 注 者	受 注 者	提 出	提 示	ASP使用				
									☆：電子 ◎：紙 ■：電子 または紙				
		再生資源利用促進実施書	・共通仕様書1-1-1-21-12 ・(水)共通仕様書1-1-21-8 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条	64		○	○		■	1	○	●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		事前確認結果報告書	積算運用の手引き 工事編 第Ⅱ編(第6章 建設副産物について)	様式-2	○						○	●	・建設発生土を確認処分した場合
		受領書	・共通仕様書1-1-1-21-10 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条	—		○		○				●	・建設発生土を500m3以上搬出する工事が対象
	完工図	完工図	(水)共通仕様書1-1-24-3	完工図作成要領	—	○	○		◎	1		●	
		完工図原稿			—	○	○		◎	1		●	
	検査	検査員指摘事項完了報告書	—	66		○	○		◎	1		●	
		【補修完了届】	・共通仕様書1-1-1-23-6 ・(水)共通仕様書1-1-25-6	79		○	○		◎	1	○	●	

工事関係書類一覧【その他】

種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書 類 作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	一件 書類	500 万円未 満の必 要書類	備 考
					発 注 者	受 注 者	提 出	提 示	ASP使用				
									☆：電子 ◎：紙 ■：電子 または紙				
	下請の作業完成を確認するための検査を行ったことが確認できる書面	建設業法第24条の4	—	—		○		○	—			—	
	下請業者に対する安全管理の指導状況が確認できる書類	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14_(4)(H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○		○	—			—	
	施工体制に関する社内チェック等が確認できる書面(本店や支店による支援体制)	—	—	—		○		○	—			—	
	工場製作期間、技術者を適切に配置していることを確認できる書面	—	—	—		○		○	—			—	
	店社パトロール記録	—	—	—		○		○	—			—	・明確な規定なし。元請業者に設置されている安全(衛生)委員会(安衛法第19条関連)では、安衛則第21条に定める安全に関する規定の作成又は安全教育の実施計画を定めている。 ・施エプロセスのチェックリスト
	安全巡視、TBM、KY等の記録	—	—	—		○		○	—			●	・安全巡視は、安衛則第637条で定められている。 ・施エプロセスのチェックリスト
	新規入場者教育の記録	・労働安全衛生規則 第35条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.9、14_(8)(H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○		○	—			●	・施エプロセスのチェックリスト
	過積載防止取組みの記録	—	—	—		○		○	—			●	・施エプロセスのチェックリスト
	使用機械、車輛等の点検整備等の記録	・労働安全衛生法 第45条 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	—	—		○		○	—			—	・施エプロセスのチェックリスト
	重機操作で誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録	—	—	—		○		○	—			—	・施エプロセスのチェックリスト
	山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録	・建設工事公共災害防止対策要綱(土木工事編)(国交省) 第54 ・土木工事安全施工	—	—		○		○	—			—	・施エプロセスのチェックリスト
	保安施設等の整理・設置・管理の記録	—	—	—		○		○	—			—	・施エプロセスのチェックリスト
	作業手順書	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14_(4)(H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○		○	—			—	

2. 工事関係書類 様式一覧【土木】

【 】内の様式は、国の統一化様式です。

凡例：水－水道局技術企画課 国－国統一様式※2 他－契約課等※3

No.	書 類 名 称	様式	所管	No.	書 類 名 称	様式	所管
1	【工事打合せ簿】	【様式-9】	国	45	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	別紙1 (水：契約課)	他
2	協議書 【工事打合せ簿】	【様式-9】	国	46	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合	別紙2 (水：契約課)	他
3	建設工事請負契約書	様式 (水：契約課)	他	47	【工事の部分使用について】	【様式-22】	国
4	請書	様式第6号 (水：契約課)	他	48	通知書 【工事打合せ簿】	【様式-9】	国
5	見積書	様式第10号 (水：契約課)	他	49	設計変更事由書	様式3-1、3-2	水
6	【現場代理人等通知書】	【様式-1】	国	50	被共済者就労状況報告書	参考様式 建退協事務受託様式第4号・第5号	他
7	【経歴書】	【様式-1(2)】	国	51	工事別共済証紙受払簿	参考様式 建退協事務受託様式第032号	他
8	【掛金収納書提出用台紙】	【様式-4-1】	国	52	建設業退職金共済制度加入労働者数報告書	参考様式 建退協事務受託様式第6号	他
9	【建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表】	【様式-4-2】	国	53	就労状況報告書及び共済証紙受領書 【提出不要】	様式2号 (建退共事務受託様式)	他
10	監督員通知書	様式1-1	水	54	共済証紙貼付状況報告書 【提出不要】	様式3号 (建退共事務受託様式)	他
11	請求書(前払金)	様式 (水：契約課)	他	55	【完成通知書】	【様式-29】	国
12	分別解体等の計画等	別表3 (住都：建築物安全推進課)	他	56	【引渡書】	【様式-30】	国
13	建設リサイクル法に基づく通知書	様式-3 (住都：建築物安全推進課)	他	57	【工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況】	【様式-34(1)】	国
14	特定建設作業実施届出書	様式第9号 (環：環境保全課)	他	58	【工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況】 (説明資料)	【様式-34(2)】	国
15	休日取得計画表兼実施報告書	様式	水	59	電子媒体納品書	参考様式	水
16	再生資源利用計画書	建設副産物情報交換 ※1 システムより出力	他	60	技術提案等の履行確認結果表	様式 (財：技術企画課)	他
17	再生資源利用促進計画書	建設副産物情報交換 ※1 システムより出力	他	61	再生資源利用実施書	建設副産物情報交換 ※1 システムより出力	他
18	建設発生土受入承諾書	様式-3	水	62	再生資源利用促進実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※1	他
19	技術提案等の履行確認表	様式 (財：技術企画課)	他	63	産業廃棄物処理実績報告書	様式2 (環：産業廃棄物指導課)	他
20	地下埋設物確認書	様式	水	64	検査員指摘事項完了報告書	様式(水：契約課)	他
21	ICT活用工事(土工)実施計画書	様式	水	65	完了工事請求書	参考様式：様式第25号-2 (水：経理課)	他
22	産業廃棄物処理計画書	様式1 (環：産業廃棄物指導課)	他	66	薬液注入工技術者通知書	様式	水
23	工事概要	様式	水	67	薬液注入工事責任技術者届	様式	水
24	電子納品事前協議チェックシート 土木工施用	様式	水	68	工事前前調査報告書	第1号様式	水
25	事前協議チェックシート (情報共有システム活用工施用)	様式	水	69	埋設位置情報提供票	様式	水
26	施工体制台帳	参考様式 (国土交通省)	他	70	材料規格等確認書	様式	水
27	再下請負通知書	参考様式 (国土交通省)	他	71	【現場代理人等変更通知書】	【様式-1(3)】	国
28	施工体系図	参考様式 (国土交通省)	他	72	工事日報	様式	水
29	作業員名簿	参考様式 (国土交通省)	他	73	出来形管理図表	様式(表紙)	水
30	地場企業下請不使用理由書	様式-1	水	74	品質管理図表	様式(表紙)	水
31	使用資材一覧表	参考様式	水	75	工事写真帳	様式	水
32	安全・訓練等の実施報告書	様式3-4	水	76	工事写真整理帳	様式	水
33	【事故速報】	【様式-13】	国	77	【修補完了届】	【様式-21】	国
34	事故報告書	様式2 (財：技術監理課)	他	78	【工程表】	【様式-3(1)】	国
35	報告書(監督担当課の見解)	様式2-1 (財：技術監理課)	他	79	【変更工程表】	【様式-3(2)】	国
36	【工事履行報告書】	【様式-14】	国	80	【出来形管理図表】	【様式-31】	国
37	【中間前金払認定請求書】	【様式-15】	国	81	【品質管理図表】	【様式-32】	国
38	中間前金払認定調書	様式 (水：契約課)	他	82	【材料確認書】	【様式-10】	国
39	請求書(中間前払金)	様式 (水：契約課)	他	83	【段階確認書】	【様式-11】	国
40	【指定部分完成通知書】	【様式-16】	国	84	【確認・立会依頼書】	【様式-12】	国
41	【指定部分引渡書】	【様式-17】	国	85	【支給品受領書】	【様式-24】	国
42	部分払申請書	参考様式 (水：契約課)	他	86	【支給品精算書】	【様式-25】	国
43	既済部分明細書	参考様式 (水：契約課)	他	87	【現場発生品調書】	【様式-28】	国
44	部分払金計算書	参考様式 (水：契約課)	他				

※1 建設副産物情報交換システムで入力することを原則とするが、やむをえない場合は、エクセル入力でも可とする。

※2 国の統一化様式使用すること。

※3 様式所管部署(水：契約課、等)が示す最新様式を使用すること。

(様式 1 - 1)

令和 年 月 日

受注者 様

福岡市水道事業管理者

監 督 員 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、
工事請負契約書約款第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり監督員の職氏
名を通知します。

工 事 名

工事場所

記

監 督 員 所 属
職氏名

所 属
職氏名

注) 2 名以上の監督員を設置する場合は権限内容を記入のこと

計画・実施報告書

1. 工事条件

工事名

工期

～

対象

令和 6 年度

※数字のみ記入ください。

2. 確認表 ※必要のない月は非表示にしてください。

4 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
対象期間外																														
計画																														
実施																														

5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
対象期間外																															
計画																															
実施																															

6 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
対象期間外																														
計画																														
実施																														

7 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
対象期間外																															
計画																															
実施																															

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
対象期間外																															
計画																															
実施																															

9 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
対象期間外																														
計画																														
実施																														

10 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
対象期間外																															
計画																															
実施																															

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
対象期間外																														
計画																														
実施																														

通期			判定
年間日数	365	日	
年間対象期間外日数	0	日	
対象期間日数	365	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG

4 月			判定
対象期間	30	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

5 月			判定
対象期間	31	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

6 月			判定
対象期間	30	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

7 月			判定
対象期間	31	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

8 月			判定
対象期間	31	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

9 月			判定
対象期間	30	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

10 月			判定
対象期間	31	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

11 月			判定
対象期間	30	日	
対象期間外	0	日	
計画	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
実施	閉所日数	0	日
	閉所率	0.0	% NG
暦上の土日以上の閉所			NG

計画・実施報告書（交替制）

工事名			
工期	令和6年5月1日	～	令和6年5月10日
対象	令和6年度	※数字のみ記入ください。	

	会社名	氏名	過期				平均 (休日率)	判定
			対象日数	対象外日数	休日数	休日率		
元請	A建設	〇〇	365	0	0	0.0%	0.0%	NG
		●●	365	0	0	0.0%		
		△△	365	0	0	0.0%		
		#VALUE!	0	0				
		#VALUE!	0	0				
下請	B建設	■●	365	0	0	0.0%		
		☆☆	365	0	0	0.0%		
		#VALUE!	0	0				
		#VALUE!	0	0				
		#VALUE!	0	0				
下請	C建設	□□	365	0	0	0.0%		
		#VALUE!	0	0				
		#VALUE!	0	0				
		#VALUE!	0	0				
		#VALUE!	0	0				

[illegible]

4月					判定
対象日数	対象外日数	休日数	休日率	平均	
30	0	0	0.0%	0.0%	NG
30	0	0	0.0%		
30	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
30	0	0	0.0%		
30	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
30	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			

[illegible]

5月					判定
対余日数	対外日数	休日数	休日率	平均	
31	0	0	0.0%	0.0%	NG
31	0	0	0.0%		
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
31	0	0	0.0%		
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			

[illegible]

6月					判定
対象日数	対象外日数	休日数	休日率	平均	
30	0	0	0.0%	0.0%	NG
30	0	0	0.0%		
30	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
30	0	0	0.0%		
30	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
30	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			

[illegible]

7月					判定
対象日数	対象外日数	休日数	休日率	平均	
31	0	0	0.0%	0.0%	NG
31	0	0	0.0%		
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
31	0	0	0.0%		
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			

[illegible]

8月					判定
対象日数	対象外日数	休日数	休日率	平均	
31	0	0	0.0%	0.0%	NG
31	0	0	0.0%		
31	0	0	0.0%		
	0	0			
	0	0			
31	0	0	0.0%		
31	0	0	0.0%		
	0	0			

建設発生土受入承諾書

工 事 名	
工 事 発 注 課	
受 注 者	(受注者名) (現場代理人氏名)
搬 入 場 所	
所有者または管理者 住 所 氏 名	
捨 土 量	m ³
処 分 先 の 現 況	
町 内 会 名 会 長 氏 名	
備 考	

注1 施工計画書に添付すること。
注2 町内会長氏名欄は、指定処分場・建設発生土リサイクルプラント・建設発生土リサイクルプラント仮置き場及び本市の工事に流用する場合については空欄のままとする。
注3 確認処分の場合、町内会長氏名欄は、町内会長の承諾を得た上で、町内会名・会長名を記入する。
(記名もしくは署名)また、処分先のわかる位置図を添付すること。

地下埋設物確認書

埋設物	確認年月日	確認結果		試掘時の 現地立会
水 道				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
ガ ス				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
N T T				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
九 州 電 力 (配 電)				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
九 州 電 力 (送 電)				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
下 水 道				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
そ の 他				要・不要
		工事による影響	有 ・ 無	
		工事による影響	有 ・ 無	

<その他>

下水道(再生水)

国土交通省(光ケーブル等)

その他の通信

県警(信号ケーブル等)

照明ケーブル

地下鉄

など

(別添)

ICT活用工事（土工）実施計画書

(工事名：○○○○○○○○工事)

会社名：○○○○○○建設

当該工事において活用する技術について、「作業内容」欄の該当する工種のチェック欄に「■」と記入し、「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

(内容)

施工プロセスの段階		作業内容		採用する 技術番号	技術番号・技術名
□ 全て活用する	□ ① 3次元起工測量				1 空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2 レーザースキャナーによる起工測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術による起工測量 4を選択した場合の技術名称：〔 〕
	□ ② 3次元設計データ作成				
	□ ③ ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記の作業全てで活用する場合に「■」と記入	□	掘削工		1 3次元マシンコントロール（ブルドーザー）技術 2 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3 3次元マシンガイダンス（ブルドーザー）技術 4 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
		□	盛土工		
		□	路体盛土工		
		□	路床盛土工		
□ ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※同上	□	出来形		1 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理 2 レーザースキャナーによる出来形管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4 その他の3次元計測技術による出来形管理 4を選択した場合の技術名称：〔 〕	
	□	品質		1 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理技術	
□ ⑤ 3次元データの納品					

ICTを活用する施工プロセスまたは作業内容に「■をつける」
 上表の全て、もしくは③、④いずれかの作業内容を含む一部においてICTを活用すること。
 部分的ICT施工については、「別表1 ICT活用区分について」の5区分のうちから選択すること。

注1) ICT活用工事の詳細については、特記仕様書によるものとする。

注2) 採用する技術番号欄には、一つの作業内容に対して複数の技術番号を記載することができる。
 また、複数記載した技術のうち、1技術を活用することでも可能とする。
 例：「1」、「1または3」

注3) ①、④において、「4.その他の3次元計測技術による・・・」を選択した場合は、その技術名称を記載すること。

工事概要

項目	内容
契約番号	1234567890
工事名	令和〇〇年度 ※※※※※工事
履行場所	福岡市A区B〇丁目〇〇番地
発注部署	〇〇局〇〇部〇〇課
監督員	福岡 次郎
受注者名	〇〇〇〇株式会社
現場代理人	電子 太郎
主任技術者	電子 次郎
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
当初契約金額(円)	10,000,000
最終契約金額(円)	12,000,000
履行期間・着手(当初)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間・完了(当初)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間・着手(変更)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間・完了(変更)	令和〇〇年〇月〇日
完了年月日	令和〇〇年〇月〇日
工事概要	本工事は、市道N号線、C区D〇丁目〇〇番地～C区E〇丁目〇〇番地までの道路補修工事である。舗装面積 500m ²
その他特筆すべき事項	例)紙媒体のみで提出したものなどを記載

<電子納品事前協議チェックシート 土木工事用>

土木工事

事前協議実施日 RO.〇〇.〇〇

※このチェックシートは「福岡市電子納品の手引き」を適用する場合に使用する。国土交通省の要領・基準に準拠する場合には、<電子納品事前チェックシート 土木工事用(国土交通省準拠)>を使用してください。

(1)業務情報

件名	〇〇工事		
契約金額	円	履行期間	RO.〇〇.〇〇～RO.〇〇.〇〇
受注者名	(株)〇〇会社		
発注担当課	〇〇局〇〇部〇〇課		

(2)事前協議参加者情報

<発注者>

所属				氏名	備考
1 2 3					市監督員
連絡先		TEL	FAX	E-mail	

<受注者>

所属				氏名	備考
1 2 3					現場代理人
連絡先		TEL	FAX	E-mail	

(3)電子納品対象の納品方法

提出する電子媒体	☐ CD-R	☐ DVD-R
----------	-------------------------------	--------------------------------

(4)検査方法

検査方法	☐ 電子検査	☐ 紙検査
------	-------------------------------	------------------------------

(5)フォルダ構成

フォルダ名の表記	☐ 日本語表記	☐ 英語表記
----------	--------------------------------	-------------------------------

(6)電子納品対象物

必要に応じて空欄に電子納品対象となるものを追記すること

項目		対象	ファイル形式(電子納品対象の場合)		
必須成果品					
	工事概要	■	☐ XLS形式	☐ CSV形式	☐ XML形式
	事前協議チェックシート	■	☐ XLS形式	☐ CSV形式	☐ XML形式
	図面	■	☐ SXF(SFC形式)	☐ オリジナル	☐ PDF
選択成果品（※原則として、電子成果品と紙成果品の両方を提出）					
	写真（※PDF写真帳形式で提出しない場合）				
	代表写真	☐	■ JPEG形式		
	代表写真以外	☐	■ JPEG形式		
	写真（※PDF写真帳形式で提出する場合・紙成果品は不要）				
	工事写真帳	☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
	工事写真原本	☐	■ JPEG形式		
	施工管理				
	工事打合せ簿	☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
	施工計画書	☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
	品質管理資料	☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
	出来形管理資料	☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
	安全管理資料	☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
項目		対象	ファイル形式(電子納品対象の場合)		
選択成果品					
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	
		☐	☐ PDF	☐ オリジナル	

<事前協議チェックシート(情報共有システム活用工事用)>【土木工事用】

事前協議実施日	R . .
---------	-------

※このチェックシートは「情報共有システム活用要領」を適用する場合に使用する。

(1)業務情報

工事名	〇〇工事		
契約金額	円	工 期	R . . ～R . .
発注部署	〇〇局〇〇部〇〇課	受注者名	(株)〇〇会社

(2)事前協議参加者情報

発注者	所属	〇〇局〇〇部〇〇課		
	職位	監督員		
	氏名			
受注者	会社名	(株)〇〇会社		
	職位	現場代理人		
	氏名			

(3)情報共有システムの利用予定状況

ASPシステム提供者(システム名)	〇〇(〇〇)
-------------------	----------

(4)電子納品対象物

帳票(鑑)作成機能で作成可能な帳票については、電子での納品を推奨します。
(上記は電子欄に■をつけています。必要な場合は変更してください。)
また、項目は必要に応じて追記・削除してください。

項目	納品		ファイル形式 (電子納品の場合)	
	電子	紙		
工事概要	■	－	■	オリジナル
事前協議チェックシート	■	－	■	オリジナル
工事書類				
工事帳票				
施工計画書	■	□	□	PDF □ オリジナル
照査・着工前測量				
照査確認資料	■	□	□	PDF □ オリジナル
工事測量成果表	■	□	□	PDF □ オリジナル
工事測量結果	■	□	□	PDF □ オリジナル
施工体制				
施工体制台帳	■	□	□	PDF □ オリジナル
施工体系図	■	□	□	PDF □ オリジナル
地場企業下請不使用理由書	■	□	□	PDF □ オリジナル
施工管理				
工事打合せ簿	■	□	□	PDF □ オリジナル
材料確認書	□	□	□	PDF □ オリジナル
確認・立会依頼書	□	□	□	PDF □ オリジナル
段階確認書	□	□	□	PDF □ オリジナル
材料承諾願				
使用資材一覧表	□	□	□	PDF □ オリジナル
安全管理				
安全・訓練等の実施報告書	□	□	□	PDF □ オリジナル
工事履行報告書	■	□	□	PDF □ オリジナル
設計変更				
協議書	■	□	□	PDF □ オリジナル
通知書	■	□	□	PDF □ オリジナル
出来形管理資料				
出来形管理総括表	□	□	□	PDF □ オリジナル
出来形管理図表	□	□	□	PDF □ オリジナル
出来形数量計算書	□	□	□	PDF □ オリジナル
段階確認実施時の確認資料	□	□	□	PDF □ オリジナル
段階確認完了写真	□	□	□	PDF □ オリジナル
品質管理資料				
品質管理総括表	□	□	□	PDF □ オリジナル
品質管理図表	□	□	□	PDF □ オリジナル
品質管理写真	□	□	□	PDF □ オリジナル
品質規格証明書	□	□	□	PDF
その他				
	□	□	□	PDF □ オリジナル
工事写真				
工事写真帳	□	□	□	PDF
工事写真原本	■	□	■	オリジナル
工事完成図書				
工事完成図	■	□	■	オリジナル
工事管理台帳	□	□	□	PDF □ オリジナル
地質土質調査成果	□	□	□	PDF □ オリジナル
i-Construction関連	■	－	■	オリジナル

地場企業下請不使用理由書

(No. １)

地場外１次下請業者一覧

No.	下請業者名	本店所在地	工 種
		不使用理由(具体的に記入)	分類記号※ (下表選択)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

※ 地場（市内）企業を選定しない主たる理由から分類し，記号を記入してください。

記 号	分 類	記 号	分 類
A	技 術 力 関 係	D	系 列 企 業 関 係
B	機 械 設 備 関 係	E	協 力 企 業 関 係
C	請 負 金 額 関 係	F	上 記 以 外 の 分 類

[illegible]

記 号	分 類	記 号	分 類
A	技 術 力 関 係	D	系 列 企 業 関 係
B	機 械 設 備 関 係	E	協 力 企 業 関 係
C	請 負 金 額 関 係	F	上 記 以 外 の 分 類

(参考様式)

使用資材一覽表

[illegible]

地場企業資材・製品を使用しない理由

記号	理由	記号	理由
A	該当資材・製品を製造する地場企業が存在しない	D	資材・製品の性能が地場外企業の方が優れている
B	市内に製造する地場企業はあるが、需給に対する生産能力がない	E	その他（下欄に理由を記載）
C	地場企業資材・製品の価格が地場外企業資材・製品より高い		

※福岡市内に本店を有する場合は地場、それ以外は地場外とする。

※「地場資材不使用理由」の欄は製造業者が地場外の場合のみ記入する（A～Eから選択する。）

※福岡市が認定する①再利用施設の製品、②建設発生土リサイクルプラントの再生砂については、「地場
資材不使用理由」の欄は記入不要

(様式3-4)

安全・訓練等の実施報告書

工 事 名					
工 事 箇 所	福岡市 区				
請 負 金 額		工 期	自		
現場代理人氏名			至		
実 施 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分			人数	
実 施 内 容					

(様式3-1)

設計変更事由書

〇〇〇〇〇課				
課 長	設 計		監 督	
	係 長	係 員	係 長	係 員

起工番号	第 号	工 事 名	
履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	受注者名	
協 議 事 項 (監督員)			回 答 事 項 (設計者)
概 算 金 額			
※工種、名称、形状、寸法等を記入してください。			

(様式3-2)

〇〇〇〇〇課		
課 長	係 長	係 員

設計変更事由書

起工番号	第 号	工 事 名	
履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	受注者名	
変 更 事 由			理 由
概 算 金 額			
※工種、名称、形状、寸法等を記入してください。			

令和 年 月 日

電 子 媒 体 納 品 書

様

受注者（住所）
（氏名）
（現場代理人）

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

契約件名				契約番号	
電子媒体の種類	数量	単位	作成年月日	備考	
		枚	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

備考 1. 監督職員に提出

課			課		
課 長	係 長	係 員	課 長	係 長	係 員

薬液注入技術者通知書

令和 年 月 日

様

住 所

受注者

氏 名

薬液注入技術者を下記の通り定めたので通知します。

なお技術者については、別紙のとおり経歴書を提出します。

工 事 名					
工事場所					
契約金額					
契約年月日	令和 年 月 日	履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
現場代理人氏名					
技術者氏名		該種 当類 技○ 術で 者囲 のむ	1	主任技術者	
技術者氏名			2	専任の主任技術者	
			3	監理技術者	
			4	専任の監理技術者	
			5	専門技術者	
			6	責任技術者	
摘 要					

薬液注入工事責任技術者届 令和 年 月 日	
住 所 氏 名 生年月日	
学 歴	
職 歴	
経 歴	
免許・資格	
登録番号	
取得年月日	

第1号様式(事前調査報告書)

課	長	監督担当係長	係	員

令和 年 月 日

(あて先)福岡市水道事業管理者

所在地

社名

代表者

工事事前調査報告書

添付資料

1. 事前調査位置図
2. 記録写真(第2号様式)
3. 家屋平面図(撮影箇所・図示)
4. 事前調査一覧表

埋設位置情報提供票（試掘・本体工事）

センター記入欄		管理番号（ ）		確認日：令和 年 月 日（No. ）																		
申請年度		申請企業 事業所名	水道局	申請番号	位置図別添付					埋設物件確認		水道	下水道	NTT	電力	ガス	不明 物件	その他				
工事箇所										工事前 工事後												
工事件名			会社名 氏名							舗装種類	アスファルト・コンクリート・その他								舗装厚	cm	路盤厚	cm

平面図 S=1／		断面図 S=1／	
N 4			
意見		意見	

材料規格等確認書（給水装置工事材料）

課		
課長	係長	係員

材 料 名	規格等事項	設計数量	搬入数量	製造会社名	製造年	認証登録番号等

社内検査した結果、建設工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
氏 名

給水装置工事主任技術者

工 事 日 報

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期

令和

年

月

日

令和

年

月

日

受注者

出来形管理図表

課		
課長	係長	係員

工事名

工事場所

契約工期

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

受注者

住所
氏名
現場代理人
施工管理者

品質管理図表

課		
課長	係長	係員

工事名

工事場所

契約工期

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

受注者

住所
氏名
現場代理人
施工管理者

課 (所)		
課 長	係 長	係 員

工 事 写 真 帳

1. 工 事 名 _____

2. 工 事 場 所 _____

3. 工 期 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

受注者 住 所 _____

氏 名 _____

現場代理人 _____

写真管理担当者 _____

課 (所)		
課 長	係 長	係 員

工 事 写 真 整 理 帳

1. 工 事 名 _____

2. 工 事 場 所 _____

3. 工 期 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

受注者 住 所 _____

氏 名 _____

現場代理人 _____

写真管理担当者 _____

[6] 参 考 资 料

様 式 例 一 覧

番号	図 表 名	用紙の標準	摘 要	頁
1	出来形管理表	A4		参-1
2	出来形管理表	A4		参-2
3	出来形管理表	A4		参-3
4	出来形管理表	A4		参-4
5	出来形管理表	A4		参-5
6	出来形管理表	A4		参-6
7	出来形管理表	A4		参-7
8	出来形管理表	A4		参-8
9	出来形管理表	A4		参-9
10	出来形管理表	A4		参-10
11	出来形管理表	A4		参-11
12	出来形管理表	A4		参-12
13	出来形管理表	A4		参-13
14	出来形管理図	A4		参-14
15	コンクリート工管理図	A4		参-15
16	路盤工管理図	A4		参-16
17	アスファルト舗装工管理図	A4		参-17
18	通水試験工管理図	A4		参-18
19	K形継手チェックシート	A4		参-19
20	NS形継手チェックシート(φ75～φ250)	A4		参-20
21	NS形継手チェックシート(φ300～φ450)	A4		参-21
22	NS形継手チェックシート(φ500～φ1000)	A4		参-22
23	NS形継手チェックシート(ライク使用・異形管)	A4		参-23
24	NS形継ぎ輪チェックシート(φ75～φ450)	A4		参-24
25	NS形継ぎ輪チェックシート(φ500～φ1000)	A4		参-25
26	GX形継手チェックシート(φ75～φ400) (直管・P-Link)	A4		参-26
27	GX形継手チェックシート(φ75～φ400) (異形管・G-Link)	A4		参-27
28	GX形継ぎ輪チェックシート(φ75～φ400)	A4		参-28
29	S形継手チェックシート	A4		参-29
30	U(U-D)形継手チェックシート	A4		参-30
31	UF(UF-D)形継手チェックシート	A4		参-31
32	US(US-D)形継手チェックシート	A4		参-32
33	KF形継手チェックシート	A4		参-33
34	PⅡ形継手チェックシート	A4		参-34
35	溝形フランジ継手チェックシート	A4		参-35
36	太平面座形フランジ継手チェックシート	A4		参-36
37	EF接合チェックシート	A4		参-37
38	SP溶接継手チェックシート(φ700mm以下)	A4		参-38

39	SP溶接継手チェックシート(φ800mm以上)	A4		参-39
40	SUS溶接継手チェックシート	A4		参-40
41	工事による一時断水願い	A4		参-41

出 来 形 管 理 表																
工 事 名								工種	曲管防護工（水平）					口径φ（mm）		
項 目		90°			45°			22° 1/2			11° 1/4					
	規格値 （mm）	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
幅 A	+50 -0															
高さ I	+50 -0															
辺長 B・D の全延長	+100 -0															
辺長 C・E の全延長	+100 -0															
中心までの 寸 法 F	+25 -0															
中心までの 寸 法 G	+25 -0															

出 来 形 管 理 表																
工 事 名								工種	曲管防護工（垂直上方向）					口径φ mm		
項 目		90°			45°			22° 1/2			11° 1/4			5° 5/8		
	規格値 (mm)	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
幅 A	+50 -0															
高さ I	+50 -0															
高さ J	+50 -0															
長さ B	+100 -0															
長さ C	+100 -0															
中心までの 寸 法 F	+25 -0															
中心までの 寸 法 G	+25 -0															

出 来 形 管 理 表																
工 事 名								工種	曲管防護工（垂直下上方向）					口径φ mm		
項 目		90°			45°			22° 1/2								
	規格値 (mm)	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
幅 A	+50 -0															
高さ I	+50 -0															
高さ J	+50 -0															
長さ B	+0 -100															
長さ C	+100 -0															
中心までの 寸 法 F	+25 -0															
中心までの 寸 法 G	+25 -0															

出 来 形 管 理 表																
工 事 名								工種	弁 室 築 造 工					口径φ mm		
項 目		バタフライ弁室 乗 せ か け 式			電 動 弁 室			流 量 弁 室			水中ポンプ室					
	規格値 (mm)	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
床版厚 t_1	+30 -0															
壁厚 t	+30 -0															
幅 W_1	+30 -0															
幅 W_2	+30 -0															
床版厚 t_2	+30 - 5															
長さ h	+100 -0															

出 来 形 管 理 表							
工 事 名					工種	青銅仕切弁・止水	
測点 (番号)	項 目	青銅仕切弁（GL からの深さ h）			止水（GL からの深さ h）		
	規格値 (mm)	± 30			± 30		
	(mm)	基準値（ ）	実測値	差	基準値（300）	実測値	差
記 事	計				計		
	平 均				平 均		

出 来 形 管 理 表																
工 事 名							工種	アスファルト表層工（幅）								
測 点 (番号)	項 目	車道表層工（幅）			車道中間層工（幅）			車道中間層工（幅）			車道基層工（幅）			歩道表層工（幅）		
	規格値 (mm)	-25			-25			-25			-25			-25		
	(mm)	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
記 事	計				計			計			計			計		
	平 均				平 均			平 均			平 均			平 均		

出 来 形 管 理 表																
工 事 名							工種	塗 装 工								
測 点 (番号)	項 目	外 面 塗 装 (アスファルトビニロンクロス)			外面塗装（塗料）下塗			外面塗装（塗料）中塗			外面塗装（塗料）上塗			内 面 塗 装		
	規格値 (mm)	-0			目標塗膜厚の 75%以上			目標塗膜厚の 75%以上			目標塗膜厚の 75%以上			-0		
	(mm)	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
記 事	計				計			計			計			計		
	平 均				平 均			平 均			平 均			平 均		

出 来 形 管 理 表																
工 事 名							工 種	塗 装 工								
測 点 (番号)	項 目	外面塗装（塗料）下塗			外面塗装（塗料）中塗			外面塗装（塗料）上塗			内 面 塗 装					
	規格値 (mm)	目標塗膜厚の 75%以上			目標塗膜厚の 75%以上			目標塗膜厚の 75%以上			-0					
	(mm)	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差	実測値	設計値	差
記 事	計				計			計			計			計		
	平 均				平 均			平 均			平 均			平 均		

出 来 形 管 理 図			
工 事 名		工 種	
名 称			
番 号			
月 日			
設計値との差(単位)	+	〔5mmの方眼・点線〕	
	-		
記事及び監督員の印			

注 1．工種は、土工、路盤工、側工、石積工などを記入すること。

 2．名称は、基準高、厚幅、高さ、長さなどを記入すること。

 3．番号は、予め測点を定め、起点から終点に向かった順序に記入しておくこと。

 4．月日は、当該測点実測の月日を記入すること。

 5．摂家位置との差の単位を定め、目盛りに数値を記入すること。

 6．図表に許容範囲の線を朱書きで記入すること。

 7．記事は、手直しの序値などを記入し、承認印を押すこと。

コンクリート工管理図									
工 事 名									
粗骨材の 最大寸法	スランプ	空気量	単位水量	単位セメント量	水セメント比	絶対細骨材料率	単位細骨材量	単位粗骨材量	単位混和材(剤)量
(mm)	(cm)	(%)	(kg)	(kg)	(%)	(%)	(kg)	(kg)	(cc または g)
表面 水量									
ス ラ ン プ									
空 気 量									
圧縮強度 σ_{28} と σ_7									
σ_{28} R									
番 号									
月 日									

路 盤 工 管 理 図											
工 事 名											
路 盤 工 タ イ プ	使用 材料	上層路盤材 (再生粒調碎石 RM-25)									
		下層路盤材 (再生クラッシャーラン RC-40)									
	測点	No.									
	回										
上 層 (密 度 路 試 盤 験) 工	%										
	95										
下 層 密 度 路 試 盤 験) 工	%										
	95										
番 号											
月 日											

アスファルト舗装工管理図											
工 事 名											
舗装種別	使用材料	表 層 (再生密粒度明日紺 M a x mm)									
		中間層 (再生密粒度明日紺 M a x mm)									
		基 層 (再生密粒度明日紺 M a x mm)									
初転圧 温度℃	測	No.									
		月	日	/	/	/	/	/	/	/	/
表 層 cm	140										
	110										
中 間 層 cm	140										
	110										
中 間 層 cm	140										
	110										
基 層 cm	140										
	110										

K形継手チェックシート

施工年月日

年 月 日

継手責任者

工 事 名

管種・呼び径

K形 ・ ϕ

図面No.

矢視

測定箇所

④ ゴム輪の出入り状態

A

B

C

管 体 No.										
略 図										
継手 No.										
清 掃										
滑 剤										
① ボルト	数									
	トルク (N・m)									
② 押輪－受口端面 間隔(a)	①									
	②									
	③									
	④									
③ 受口端面－白線の 間隔(A)または 胴付間隔(X)	①									
	②									
	③									
	④									
④ ゴム輪の出入り状態	①									
	②									
	③									
	④									
判 定										

測定箇所: 全箇所測定 (測定が困難な場合は、測定箇所をずらし、対角に4箇所測定すること。)

判定基準

②押輪－受口端面間隔(a)

: 最大値－最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)

③受口端面－白線の間隔(A)

: 呼び径 75～250mm $A \leq 95\text{mm}$

: 呼び径 300～700mm $A \leq 107\text{mm}$

または胴付間隔(X)

: $X \leq$ 下記表に定める許容胴付間隔

呼び径 (mm)	X (mm)	呼び径 (mm)	X (mm)
75～ 250	20	2000	53
300～ 900	32	2100	55
1000～1500	36	2200	58
1600	43	2400	63
1650	45	2600	71
1800	48		

④ゴム輪の出入り状態

: 同一円周上でA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。

NS形継手チェックシート (φ300～φ450)		施工年月日	年 月 日		
継手責任者					
工 事 名					
管種・呼び径	NS形 ・ φ	図面No.			
管 体 No.					
管の種類					
略図／ライナ					
継手 No.				—	
清 掃				—	
滑 剤				—	
受口溝(ロックリング)の確認				—	
バックアップリングの向き ※3				6	
受口面～ゴム輪の最大寸法(c)				1	
受口面～ゴム輪 間隔(b) (mm)	全周チェック				2
	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	⑥				
	⑦				
ボルト	数				—
	トルクN・m				—
押輪～受口 間隔 ※4 (mm)	①				8
	③				
	⑤				
	⑦				
受口端面～白線 間隔(a) (mm)	①				4
	③				
	⑤				
	⑦				
ゴム輪の出入状態 ※5	①				9
	③				
	⑤				
	⑦				
ライナ位置の確認(d部) ※1					3
マーキング(白線)位置の確認 ※2					5 8
判 定					—
測定箇所: 受口面～ゴム輪(b)は、8箇所のうち①③⑤⑦もしくは②④⑥⑧のどちらか4箇所を測定すること。 判定基準 受口面～ゴム輪間隔(b) < 受口面～ゴム輪の最大寸法(c) ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを、4.5mmの隙間ゲージにて確認する。 ※2 接合直後に、マーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。 ※3 バックアップリングの向き: テーパー部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。 ※4 押輪～受口間隔: 最大値－最小値 ≤ 5mm (同一円周上)。 ※5 ゴム輪の出入状況: 同一円周上にA、Cまたは、A、B、Cが同時に存在しないこと。					

NS形継手チェックシート (φ500～φ1000)		施工年月日		年 月 日															
継手責任者																			
工 事 名																			
管種・呼び径		NS形 ・ φ		図面No.															
①バックアップリングの向き、分割部の位置 ④ A 5mmを超える場合 B 5mm以下 C 0mm以下 単位mm <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500</td><td>31</td></tr> <tr><td>600</td><td>31</td></tr> <tr><td>700</td><td>32</td></tr> <tr><td>800</td><td>32</td></tr> <tr><td>900</td><td>32</td></tr> <tr><td>1000</td><td>33</td></tr> </tbody> </table>						呼び径	X	500	31	600	31	700	32	800	32	900	32	1000	33
呼び径	X																		
500	31																		
600	31																		
700	32																		
800	32																		
900	32																		
1000	33																		
管No.および形状																			
略 図																			
清 掃																			
滑 剤																			
受挿し隙間の調整																			
押輪分割部の上下配置																			
①バックアップリングの向き、分割部の位置	(1)																		
	(2)																		
②挿入量確認	上																		
	右																		
	下																		
③押輪～受口間隔	左																		
	上																		
	右																		
④ゴム輪の出入状態	下																		
	左																		
	めくれ																		
	数																		
⑤ボルト	トルクN・m																		
⑥白線B～受口間隔	上																		
	右																		
	下																		
	左																		
判 定																			
判定基準 ①バックアップリングの向き、分割部の位置 (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。 ②挿入量の確認：白線Aの中に受口端面があること。 ③押輪～受口間隔：最大値－最小値≤5mm（同一円周上）。 ④ゴム輪の出入状態 (1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。 (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態が存在しないこと。 ⑥白線B～受口間隔：最大値－最小値≤X（X：上表参照）																			

NS形継手チェックシート (φ500～φ1000 ライナ使用、異形管)		施工年月日	年 月 日		
継手責任者					
工 事 名					
管種・呼び径		NS形 ・ φ	図面No.		
①バックアップリングの向き、分割部の位置 ④ 5mmを超える場合 5mm以下 0mm以下					
管No.および形状					
略 図					
清 掃					
滑 剤					
抜け出しチェック					
受挿し隙間の調整					
押輪分割部の上下配置					
①バックアップリングの向き、分割部の位置	(1)				
	(2)				
②挿入位置の確認	上				
	右				
	下				
	左				
③押輪～受口間隔	上				
	右				
	下				
	左				
④ゴム輪の出入状態	上				
	右				
	下				
	左				
	めくれ				
⑤ボルト	数				
	トルクN・m				
判 定					
判定基準					
①バックアップリングの向き、分割部の位置					
(1) バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。					
(2) バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。					
②挿入位置の確認：現場で明示した白線上に受口端面があること。					
③押輪～受口間隔：最大値－最小値≦5mm（同一円周上）。					
④ゴム輪の出入状態					
(1) 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。					
(2) ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態が存在しないこと。					

NS形継ぎ輪チェックシート				施工年月日	年 月 日
				継手責任者	
工 事 名					
管種・呼び径		NS形 ・ ϕ	図面No.		
管 体 No.					
略 図					
継手 No.					
清 掃					
滑 剤					
受口溝(ロッキング)の確認					
①バックアップリングの向き					
②ボルト	数				
	トルク (N・m)				
③押輪～受口間隔	①				
	②				
	③				
	④				
④ゴム輪の出入状況	①				
	②				
	③				
	④				
⑤両挿し口端の間隔 (y_1)	①				
	②				
	③				
	④				
⑥L' 受口端面～白線の間隔	①				
	②				
	③				
	④				
判 定					
測定箇所: 全箇所測定 (測定が困難な場合は、測定箇所をずらし、対角に4箇所測定すること。)					
判定基準					
①バックアップリングの向き: テーパー部が挿し口端面側にあること。					
③押輪～受口間隔: 最大値－最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)					
④ゴム輪の出入状況: 同一円周上でA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。					
注) ⑤は、一方から配管する場合には記入不要。⑥は、せめ配管の場合には記入不要。					

備考

1. 白線表示の位置

2. 両挿し口端間隔 (y_1)

呼び径	y_1
75, 100	220
150～250	250
300～450	300

3. L' 寸法 (y_1 の場合)

呼び径	75	100	150～250
L'	80	85	100
呼び径	300	350, 400	450
L'	150	160	165

単位 mm	
呼び径	$\phi 1$
75	165
100	170
150	195
200	195
250	195
300	230
350	240
400	240
450	245

NS形継輪チェックシート (φ500～φ1000)		施工年月日		年 月 日	
		継手責任者			
工 事 名					
管種・呼び径		NS形 ・ φ		図面No.	

① バックアップリングの向き、分割部の位置

③

管No.および形状			
略 図			

清掃			
滑 剤			
受挿し隙間の調整			
押輪分割部の上下配置			
①バックアップリングの向き、分割部の位置	(1)		
	(2)		
②押輪～受口間隔	上		
	右		
	下		
③ゴム輪の出入状態	左		
	上		
	右		
	下		
④ボルト	数		
	トルクN・m		
⑤両挿し口端の間隔(y1)	上		
	右		
	下		
	左		
⑥L'受口端面～白線の間隔	上		
	右		
	下		
	左		
判 定			

備考

1. 白線表示の位置

2. 両挿し口端間隔(y1)およびL'寸法(y1の場合)

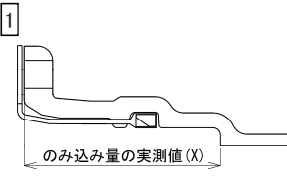
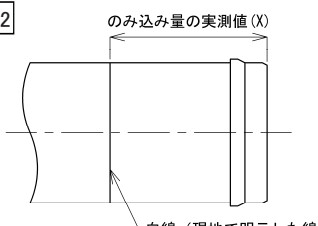
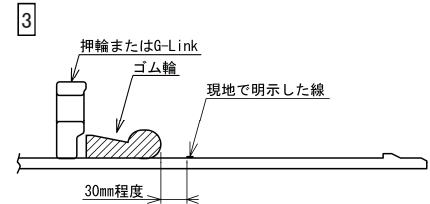
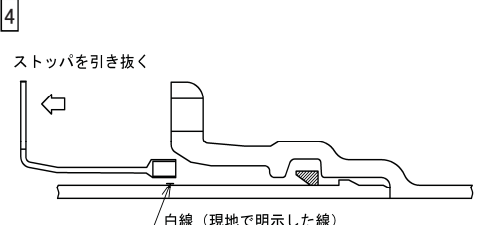
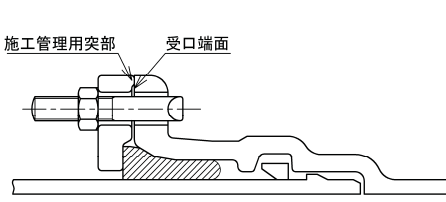
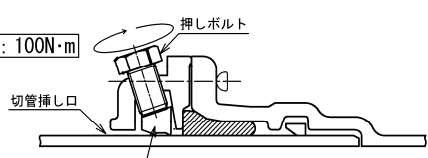
呼び径	y1	L'
500	260	105
600	260	105
700	300	87
800	305	98
900	305	98
1000	310	103

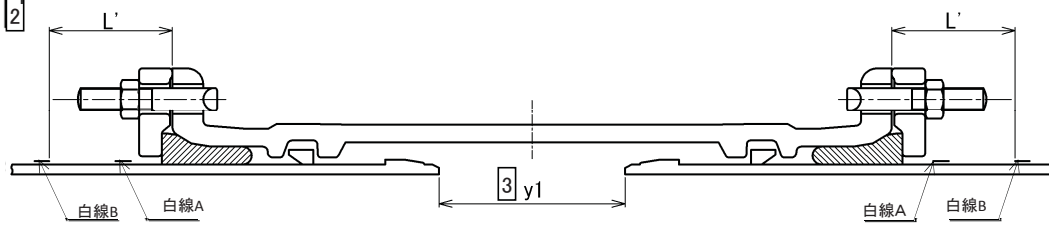
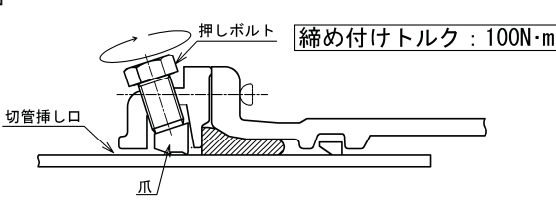
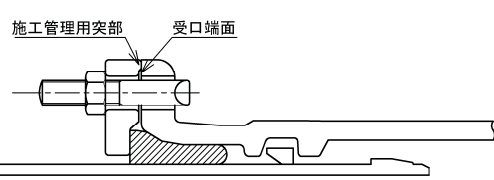
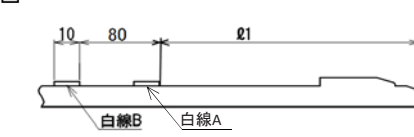
単位mm	
呼び径	ℓ1
500	220
600	220
700	257
800	265
900	265
1000	268

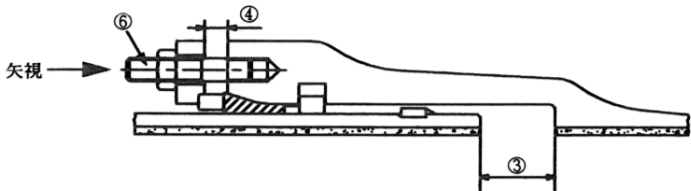
判定基準

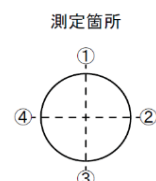
- ①バックアップリングの向き、分割部の位置
- (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。
- (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。
- ②押輪～受口間隔：最大値－最小値≦5mm（同一円周上）。
- ③ゴム輪の出入状態
- (1)同一円周上にA，CまたはA，B，Cが同時に存在しないこと。
- (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げたためめくれ状態が存在しないこと。
- 注) 両挿し口の間隔 (y1) は、一方から配管する場合には記入不要。
- L' (受口端面～白線の間隔) は、せめ配管の場合には記入不要。

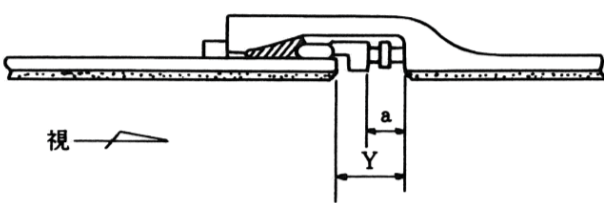
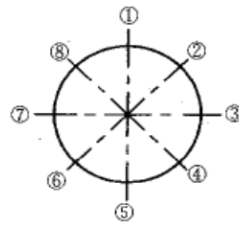
GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)				施工年月日		年 月 日																		
工 事 名				継手責任者																				
管種・呼び径		GX形 ・ φ		図面No.																				
1 直管 チェックゲージ ゴム輪 b: チェックゲージの入り込み量		b寸法の合格範囲 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>8~18</td></tr> <tr><td>100</td><td>8~18</td></tr> <tr><td>150</td><td>11~21</td></tr> <tr><td>200</td><td>11~21</td></tr> <tr><td>250</td><td>11~21</td></tr> <tr><td>300</td><td>14~24</td></tr> <tr><td>400</td><td>14~25</td></tr> </tbody> </table>		呼び径	合格範囲 (mm)	75	8~18	100	8~18	150	11~21	200	11~21	250	11~21	300	14~24	400	14~25	2 矢視 白線				
呼び径	合格範囲 (mm)																							
75	8~18																							
100	8~18																							
150	11~21																							
200	11~21																							
250	11~21																							
300	14~24																							
400	14~25																							
3 P-Link 締め付けトルク: 100N・m チェックゲージ ゴム輪 (直管用) b寸法の合格範囲 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>54~63</td></tr> <tr><td>100</td><td>57~66</td></tr> <tr><td>150</td><td>57~66</td></tr> <tr><td>200</td><td>63~72</td></tr> <tr><td>250</td><td>63~72</td></tr> <tr><td>300</td><td>70~80</td></tr> </tbody> </table>		呼び径	合格範囲 (mm)	75	54~63	100	57~66	150	57~66	200	63~72	250	63~72	300	70~80	4 締め付けトルク: 100N・m 実測値(X) 白線 白線 (現地で明示した線)		5 (直管挿し口を挿入する場合) ライナボード ライナ 実測値(X) d部 白線 (現地で明示した線)		6 (異形管挿し口、P-Linkを挿入する場合) ライナボード ライナ 実測値(X) d部 白線 (現地で明示した線) 挿入量目安線 (赤線) 受口端面 チェック位置 (10mm以下のチェック)				
呼び径	合格範囲 (mm)																							
75	54~63																							
100	57~66																							
150	57~66																							
200	63~72																							
250	63~72																							
300	70~80																							
管 No.																								
管の種類																								
略図/ライナ																								
継 手 No.																								
挿し口突部の有無																								
清 掃・異物の除去																								
ライナの位置確認(d部)※1						5																		
受口溝(ロッキング)の確認																								
挿し口の挿入量の明示						4 5																		
爪、押しボルトの確認(P-Link)																								
ゴ ム 輪																								
滑 剤																								
マーキング(白線)位置の確認※2						4 5																		
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口)※3						6																		
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口)※4						6																		
受口端面～ゴム輪 間隔(b)※6		全周チェック ※5																						
		①																						
		②																						
		③				1																		
		④				3																		
		⑤																						
		⑥																						
		⑦																						
受口端面～白線 間隔(a)注)		②				2																		
		④				4																		
		⑥																						
		⑧																						
押しボルト		本数																						
		トルク確認				4																		
判 定																								
備 考																								
測定箇所		受口端面～ゴム輪間隔(b)は、8箇所のうち①③⑤⑦もしくは②④⑥⑧のいずれか4箇所を測定する。																						
判定基準		※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。 ※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。 ※3 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。 ※4 挿し口外周～受口端面位置の白線を表示したか確認する。 ※5 全周にわたってb寸法が合格範囲に入っていれば「○」を記入する。また、2° 以内まで曲げた管の挿入で、チェックゲージが入らない時は、「―」と記載する。 ※6 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載(「―」と記載)する。 注) P-Linkの場合は受口端面からの直部長さ 4 a寸法を記入する。																						
備 考		* 該当する項目が無いときは、斜線を引くこと。																						

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)				施工年月日	年 月 日	
				継手責任者		
工 事 名						
管種・呼び径	GX形 ・ φ	図面No.				
1  のみ込み量の実測値 (X) 2  のみ込み量の実測値 (X) 白線 (現地で明示した線) 3  押輪またはG-Link ゴム輪 現地で明示した線 30mm程度 4  ストッパを引き抜く 白線 (現地で明示した線) 5  施工管理用突部 受口端面 6 G-Linkを使用する場合 締め付けトルク : 100N・m  押しボルト 切管挿し口 爪						
管 No.						
管の種類						
略図						
継 手 No.						—
挿し口突部の有無 ^{注)}						—
清 掃 ・ 異物の除去						—
ロックリング、ストッパの確認						—
挿し口の挿入量の明示						1 2
爪、押ボルトの確認(G-Link)						—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認						3
滑 剤						—
ストッパの引き抜き						4
抜け出しチェック(挿し口突部有り)						—
T頭ボルト	本数					5
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※1	箇所数					5
	隙間ゲージ 確認					
	ボルト締付確 認					
押しボルト	本数					6
	トルク確認					
判 定						—
備 考						
判定基準 ※1 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。 注) 挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。						
備 考 * 該当する項目が無いときは、斜線を引くこと。						

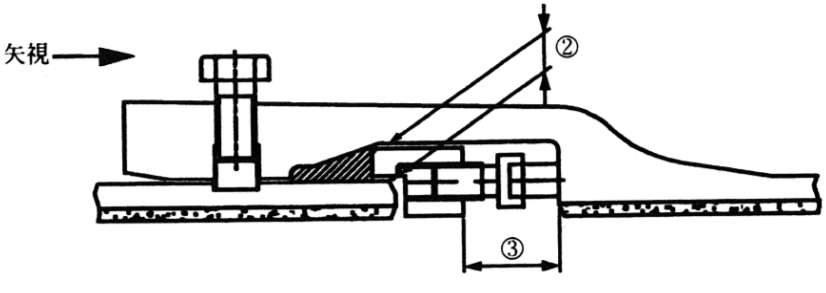
GX形継手 継ぎ輪チェックシート				施工年月日 継手責任者	年 月 日
工 事 名					
管種・呼び径		GX形 ・ φ	図面No.		
2  5 G-Linkを使用する場合  締め付けトルク : 100N・m 4  1 					
管 No.					
管の種類					
略図					
継 手 No.				—	
挿し口突部の有無 ^{注1)}				—	
清 掃 ・ 異物の除去				—	
白線A,Bの明示				1	
爪、押ボルトの確認(G-Link)				—	
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認				—	
滑 剤				—	
ロックリング、ストップの確認				—	
ストップの引き抜き				—	
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	②			2	
	④				
	⑥				
	⑧				
両挿し口端の 間隔 (y1) ^{注2)}	②			3	
	④				
	⑥				
	⑧				
T頭ボルト	本数			4	
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※	箇所数			4	
	隙間ゲージ 確認				
	ボルト締付確 認				
押しボルト	本数			5	
	トルク確認				
判 定					
備 考					
判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。 注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。 注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。 備 考 * 該当する項目が無いときは、斜線を引くこと。					

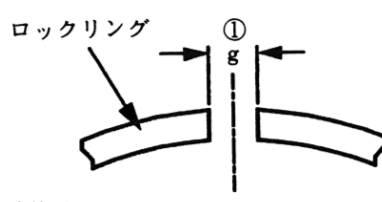
S形継手チェックシート				施工年月日		年 月 日	
				継手責任者			
工 事 名							
管種・呼び径				S形 ・ φ		図面No.	
 ⑤ゴム輪の出入状態     ①ピースⅢ間隔 ②バックアップリングの補強板 ゴム輪 挿し口 補強板 (円周1ヶ所) バックアップリング							
管 体 No.							
略 図							
継手 No.							
清 掃							
滑 剤							
①ピースⅢ間隔							
ロックリング と挿し口外面 のすき間<1mm	①						
	②						
	③						
	④						
②B・R補強板の位置	(1)						
	(2)						
③ 胴付間隔(Y)	①						
	②						
	③						
	④						
④ 押輪－受口間隔	①						
	②						
	③						
	④						
⑤ ゴム輪の出入状態	①						
	②						
	③						
	④						
⑥ ボルト	数						
	トルク (N・m)						
判 定							
測定箇所: 全箇所測定(測定が困難な場合は、測定箇所をずらし、対角に4箇所測定すること。) 判定基準 ①ピースⅢ間隔 : 1.5～2mm ④押輪－受口間隔 : 最大値－最小値≤5mm(同一円周上) ⑤ゴム輪の出入状態: 同一円周上でA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。							

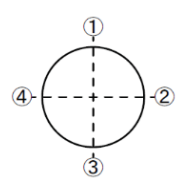


U(U-D)形継手チェックシート		施工年月日	年 月 日	
		継手責任者		
工 事 名				
管種・呼び径	U形 ・ ϕ	図面No.		
  (注) 呼び径1500mm以下の場合は 1、3、5、7の4ヵ所とする				
管 体 No.				
略 図				
継手 No.				
清 掃				
滑 剤				
留め金具				
(a) 受口底部一押輪間隔 または締め付けトルク	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
(Y) 受口底部一挿し口間隔 (胴付間隔)	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
判 定				
測定箇所: 全箇所測定(呼び径1500mm以下の場合は、8箇所のうち①③⑤⑦もしくは②④⑥⑧のどちらか4箇所を測定すること。)				

UF(UF-D)形継手チェックシート		施工年月日	年 月 日		
		継手責任者			
工 事 名					
管種・呼び径		UF形 ・ ϕ	図面No.		







測定箇所

管 体 No.								
略 図	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮							
継手 No.								
清 掃								
滑 剤								
留め金具								
① ロックリングの間隔(g)	g_1							
	g_2							
② 受口ー挿し口すき間	①							
	②							
	③							
	④							
③ 受口底部ー押輪間隔 または 締め付けトルク	①							
	②							
	③							
	④							
判 定								

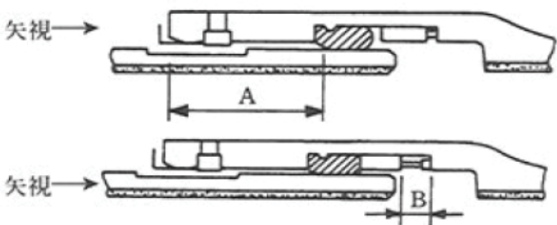
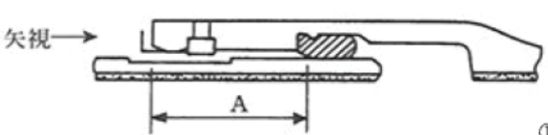
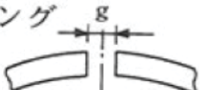
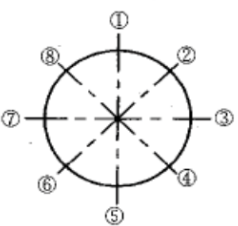
測定箇所: 全箇所測定

判定基準

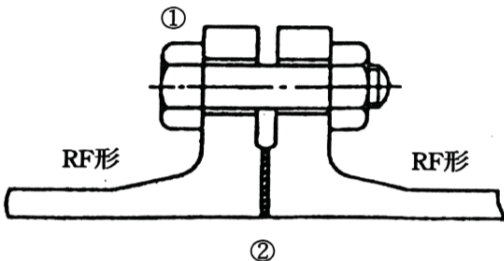
①ロックリングの間隔(g) : $g_2 \leq g_1$

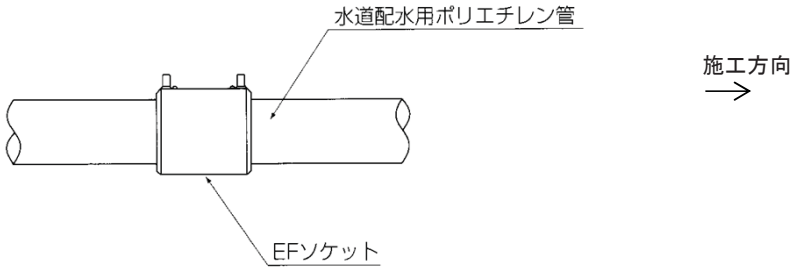
US(US-D)形継手チェックシート		施工年月日		年 月 日	
		継手責任者			
工 事 名					
管種・呼び径		US形 ・ ϕ		図面No.	
セットボルト 視 ロックリング a 測定箇所					
管 体 No.					
略 図					
継手 No.					
清 掃					
滑 剤					
ロックリングの間隔(a)	a ₁				
	a ₂				
受口底部－押輪間隔 (b)または 締め付けトルク	①				
	②				
	③				
	④				
胴付間隔(Y)	①				
	②				
	③				
	④				
判 定					
測定箇所:全箇所測定					

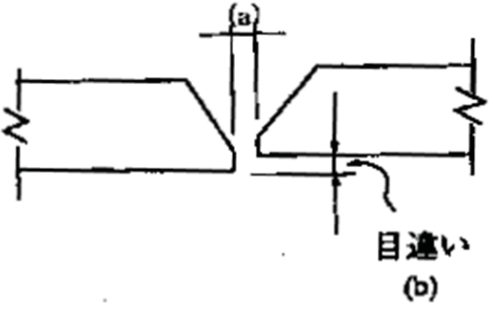
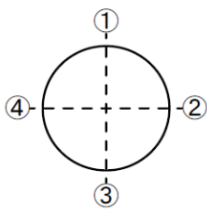
KF形継手チェックシート				施工年月日		年 月 日	
				継手責任者			
工 事 名							
管種・呼び径				KF形 ・ ϕ		図面No.	
矢視 → ④ ⑤ ② ③ ⑥ゴム輪の出入状態 A B C ロックリング ① g 測定箇所 ① ② ③ ④							
管 体 No.							
略 図							
継手 No.							
清 掃							
滑 剤							
① ロックリングの間隔(g)		g ₁					
		g ₂					
		数					
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
② シールキャップ		9					
		10					
		①					
		②					
③ 挿し口ー受口すき間		③					
		④					
		数					
		トルク (N・m)					
④ ボルト		①					
		②					
		③					
		④					
⑤ 押輪ー受口間隔		①					
		②					
		③					
		④					
⑥ ゴム輪の出入状態		①					
		②					
		③					
		④					
判 定							
測定箇所: 全箇所測定(測定が困難な場合は、測定箇所をずらし、対角に4箇所測定すること。) 判定基準 ①ロックリングの間隔(g) : $g_2 \leq g_1$ ⑤押輪ー受口端面間隔 : 最大値ー最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上) ⑥ゴム輪の出入状態 : 同一円周上でA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。							

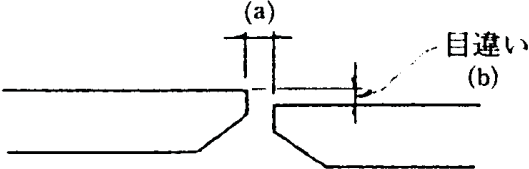
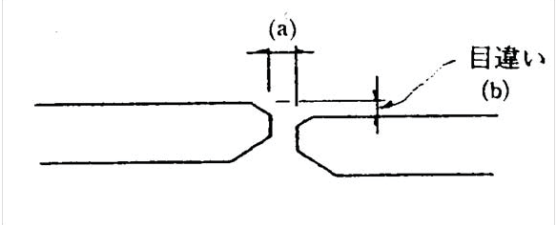
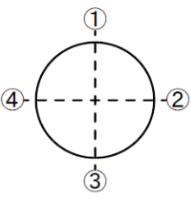
PⅡ形継手チェックシート		施工年月日	年 月 日	
		継手責任者		
工 事 名				
管種・呼び径		PⅡ形 ・ φ	図面No.	
呼び径 700～1350mm  呼び径 300～600mm  ロックリング   注) 図は接合途中で、測定時の状態を示す。				
管 体 No.				
略 図				
継手 No.				
清 掃				
ロックリングの間隔(g)	g1			
	g2			
滑 剤				
受口面ーゴム輪間隔 (A)	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
呼び径700～1350mm 押輪用ボルト	数			
	トルク (N・m)			
呼び径700～1350mm 受口ー押輪間隔 (B)	①			
	③			
	⑤			
	⑦			
判 定				
測定箇所: 全箇所測定 判定基準: ロックリングの間隔 $g2 \leq g1$				

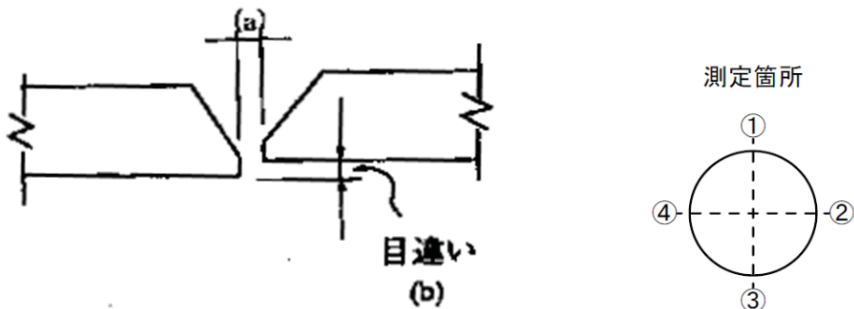
溝形フランジ継手チェックシート (メタルタッチの場合)					施工年月日		年 月 日	
					継手責任者			
工 事 名								
管種・呼び径		フランジ形 ・ ϕ			図面No.			
製品名及び形状								
製品 No.								
略 図								
継手 No.								
清 掃								
接着剤使用の有無								
① すきまゲージ(1mm厚) によるチェック	①							
	②							
	③							
	④							
② ボルト	数							
	トルク (N・m)							
判 定								
測定箇所: 全箇所測定								
判定基準								
①すきまゲージによるチェック: フランジ面間に 1mm 厚のすきまゲージが入らないこと。								
②ボルトの締め付けトルク : 60N・m以上								

大平面座形フランジ継手チェックシート				施工年月日		年 月 日	
				継手責任者			
工 事 名							
管種・呼び径		大平面座形 ・ ϕ		図面No.			
							
製品名及び形状							
製品 No.							
略 図							
継手 No.							
清 掃							
① ボルト	数						
	トルク (N・m)						
② ガasketの位置							
判 定							
判定基準 ①ボルトの締め付けトルク: 別に定める標準締め付けトルクによる。 ②ガスケットの位置 : フランジ面が平行にかたよりなく接合されていること及びガスケットのずれがないこと。							

E F 接合チェックシート					施工年月日		年 月 日		
					継手責任者				
工 事 名									
管 種 ・ 呼 び 径		形 ・ φ		図 面 No.					
									
管 体 No.									
略 図									
継手 No.									
スクレープ									
アセトン清掃									
標線の確認									
融着開始時刻									
クランプ取り外し時刻									
埋め戻し開始時刻									
曲げ施工の有無									
インジケータの確認									
発電機の仕様									
コントローラーの仕様									
陸継ぎの有無									
天候									
湧水の有無									
継手施工者サイン									
判 定									
備 考									

SP溶接継手チェックシート(φ700mm以下)		施工年月日	年 月 日	
		継手責任者		
工 事 名				
管種・呼び径	・ φ	図面No.		
 測定箇所 				
管 体 No.				
継 手 No.				
開 先 状 態				
開 先 清 掃				
単位(mm) ルート間隔 (a)	①			
	②			
	③			
	④			
単位(mm) 溶接の目違い (b)	①			
	②			
	③			
	④			
判 定				
備 考				

SP溶接継手チェックシート (φ 800mm以上)		施工年月日	年 月 日	
		継手責任者		
工 事 名				
管種・呼び径	・ φ	図面No.		
 				
管 体 No.				
継 手 No.				
開 先 状 態				
開 先 清 掃				
単位 (mm) ルート間隔 (a)	①			
	②			
	③			
	④			
単位 (mm) 溶接の目違い (b)	①			
	②			
	③			
	④			
判 定				
備 考 測定箇所 				

SUS溶接継手チェックシート					施工年月日		年 月 日			
					継手責任者					
工 事 名										
管種・呼び径					・ φ		図面No.			
										
管 体 No.										
継 手 No.										
開 先 状 態										
開 先 清 掃										
単位 (mm) ルート間隔 (a)		①								
		②								
		③								
		④								
単位 (mm) 溶接の目違い (b)		①								
		②								
		③								
		④								
判 定										
備 考										

工事による一時断水願い

課 長	係 長	係 員	監 督
--------	--------	--------	--------

様

下記のとおり工事をいたしますので一時断水を許可願います。

年 月 日

請 負 者 名

代 表 者

電 話

月 日	断 水 時 間	工 事 場 所	工 事 種 別
/	自 時から 至 時まで		

予 想 さ れ る 影 響 戸 数		
断水	水压低下	赤水 戸